テキスト

2025年度知的財産権制度入門テキスト
「第３章　特許情報の利用」

※「特許庁知的財産権制度入門テキスト」で検索

本日の目的

J-platpatというツールを使って…

・調査し
・公報をみて

基本的な判断ができるようになる！

はじめに！

なぜ…特許公報？　調査？

ポイント

法律を知ってるだけでは不十分！

知ったうえで…
行動 (調査)し
(公報で)**判断**すること、が重要！

調査とは

研究開発や事業、時には訴訟を進める際に障害となる、又は利用できる、特許情報を調べること

特許情報とは

特許・実用新案・意匠・商標
の出願や権利化に伴って生み出される情報

具体的には…各種公報から取得可能！

権利情報：権利者、権利内容、権利の存続、質権・実施/使用権の設定など

技術情報／事業情報：出願内容 など

書誌情報：出願人、発明者、出願日、登録日など

特許公報の見方

（特許情報を取得する方法）



(19)日本国特許庁(JP)　(12)特　許　公　報(B2)　(11)特許番号
特許第4713598号
(P4713598)
(45)発行日　平成23年6月29日(2011.6.29)　(24)登録日　平成23年4月1日(2011.4.1)

(51)Int.Cl.　F I
A23L 1/162 (2006.01)　A23L 1/162

請求項の数 11　(全 14 頁)

(21)出願番号　特願2008-8792(P2008-8792)
(22)出願日　平成20年1月18日(2008.1.18)
(65)公開番号　特開2009-165428(P2009-165428A)
(43)公開日　平成21年7月30日(2009.7.30)
審査請求日　平成22年5月13日(2010.5.13)

(73)特許権者　000226976
日清食品ホールディングス株式会社
大阪府大阪市淀川区西中島４丁目１番１号
(74)代理人　110000556
特許業務法人　有古特許事務所
(72)発明者　石井　裕二
大阪府大阪市淀川区西中島４丁目１番１号
日清食品株式会社内
(72)発明者　河村　康将
大阪府大阪市淀川区西中島４丁目１番１号
日清食品株式会社内

審査官　上條　肇

最終頁に続く

(54)【発明の名称】即席麺およびその製造方法

(57)【特許請求の範囲】
【請求項１】
天面と底面とを有する麺塊からなる即席麺であって、
前記麺塊は、前記天面の中心をその中心として前記天面に凹設された第１凹部と、前記天面の中心をその中心として前記第１凹部内にさらに凹設された第２凹部とを有し、
前記第１凹部は、その開口部の周縁部が前記天面の周縁部近傍に位置する皿形状であり、
前記第２凹部は、生卵の黄身が遊び無く嵌まる形状である、即席麺。

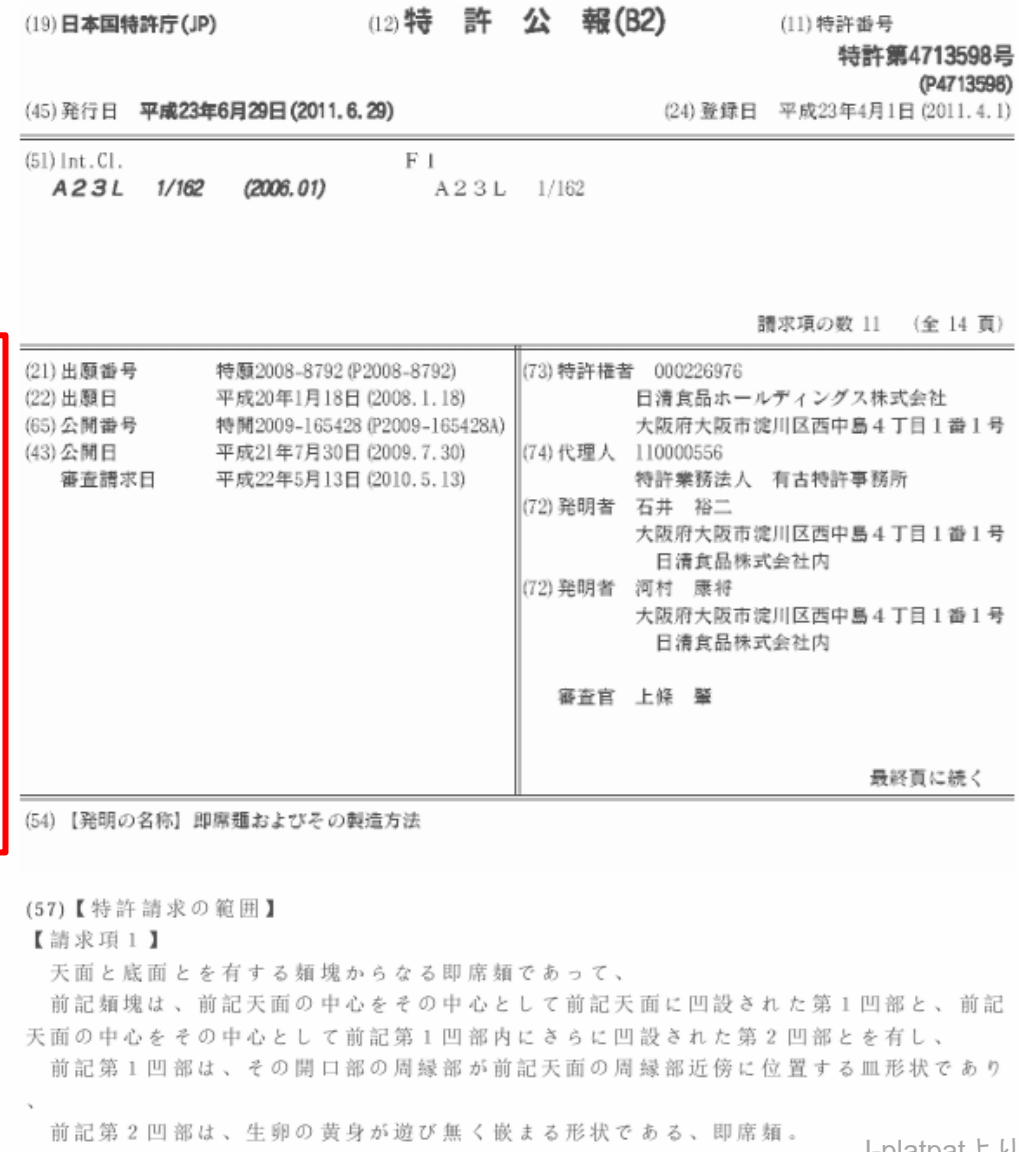
J-platpatより引用

特許公報は

ポイント

- **権利書**（発明の保護）
- **技術書**（発明の利用）

の２つ面を持つ！



(19)日本国特許庁(JP)　(12)特　許　公　報(B2)　(11)特許番号
特許第4713598号
(P4713598)
(45)発行日　平成23年6月29日(2011.6.29)　(24)登録日　平成23年4月1日(2011.4.1)

(51)Int.Cl.　F I
A23L 1/162 (2006.01)　A23L 1/162

請求項の数 11　(全 14 頁)

(21)出願番号　特願2008-8792(P2008-8792)
(22)出願日　平成20年1月18日(2008.1.18)
(65)公開番号　特開2009-165428(P2009-165428A)
(43)公開日　平成21年7月30日(2009.7.30)
審査請求日　平成22年5月13日(2010.5.13)

(73)特許権者　000226976
日清食品ホールディングス株式会社
大阪府大阪市淀川区西中島４丁目１番１号
(74)代理人　110000556
特許業務法人　有古特許事務所
(72)発明者　石井　裕二
大阪府大阪市淀川区西中島４丁目１番１号
日清食品株式会社内
(72)発明者　河村　康将
大阪府大阪市淀川区西中島４丁目１番１号
日清食品株式会社内

審査官　上條　肇

最終頁に続く

(54)【発明の名称】即席麺およびその製造方法

(57)【特許請求の範囲】
【請求項１】
天面と底面とを有する麺塊からなる即席麺であって、
前記麺塊は、前記天面の中心をその中心として前記天面に凹設された第１凹部と、前記天面の中心をその中心として前記第１凹部内にさらに凹設された第２凹部とを有し、
前記第１凹部は、その開口部の周縁部が前記天面の周縁部近傍に位置する皿形状であり、
前記第２凹部は、生卵の黄身が遊び無く嵌まる形状である、即席麺。

J-platpatより引用

権利書の面からの
特許公報の見方



(19)日本国特許庁(JP)　(12)特　許　公　報(B2)　(11)特許番号
特許第4713598号
(P4713598)

(45)発行日　平成23年6月29日(2011.6.29)　(24)登録日　平成23年4月1日(2011.4.1)

(51)Int.Cl.　F I
A23L 1/162 (2006.01)　A23L 1/162

請求項の数 11　(全 14 頁)

(21)出願番号　特願2008-8792(P2008-8792)
(22)出願日　平成20年1月18日(2008.1.18)
(65)公開番号　特開2009-165428(P2009-165428A)
(43)公開日　平成21年7月30日(2009.7.30)
審査請求日　平成22年5月13日(2010.5.13)

(73)特許権者　000226976
日清食品ホールディングス株式会社
大阪府大阪市淀川区西中島４丁目１番１号
(74)代理人　110000556
特許業務法人　有古特許事務所
(72)発明者　石井　裕二
大阪府大阪市淀川区西中島４丁目１番１号
日清食品株式会社内
(72)発明者　河村　康将
大阪府大阪市淀川区西中島４丁目１番１号
日清食品株式会社内

審査官　上條　肇

最終頁に続く

(54)【発明の名称】即席麺およびその製造方法

(57)【特許請求の範囲】
【請求項１】
天面と底面とを有する麺塊からなる即席麺であって、
前記麺塊は、前記天面の中心をその中心として前記天面に凹設された第１凹部と、前記天面の中心をその中心として前記第１凹部内にさらに凹設された第２凹部とを有し、
前記第１凹部は、その開口部の周縁部が前記天面の周縁部近傍に位置する皿形状であり、
前記第２凹部は、生卵の黄身が遊び無く嵌まる形状である、即席麺。

J-platpatより引用

この特許の

権利者はだれ？

(19)日本国特許庁(JP)　(12)特　許　公　報(B2)　(11)特許番号
特許第4713598号
(P4713598)
(45)発行日　平成23年6月29日(2011.6.29)　(24)登録日　平成23年4月1日(2011.4.1)

(51)Int.Cl.　F I
A23L　1/162　(2006.01)　A23L　1/162

請求項の数 11　(全 14 頁)

(21)出願番号　特願2008-8792(P2008-8792)
(22)出願日　平成20年1月18日(2008.1.18)
(65)公開番号　特開2009-165428(P2009-165428A)
(43)公開日　平成21年7月30日(2009.7.30)
審査請求日　平成22年5月13日(2010.5.13)

(73)特許権者　000226976
日清食品ホールディングス株式会社
大阪府大阪市淀川区西中島４丁目１番１号
(74)代理人　110000556
特許業務法人　有古特許事務所
(72)発明者　石井　裕二
大阪府大阪市淀川区西中島４丁目１番１号
日清食品株式会社内
(72)発明者　河村　康将
大阪府大阪市淀川区西中島４丁目１番１号
日清食品株式会社内

審査官　上條　肇

最終頁に続く

(54)【発明の名称】即席麺およびその製造方法

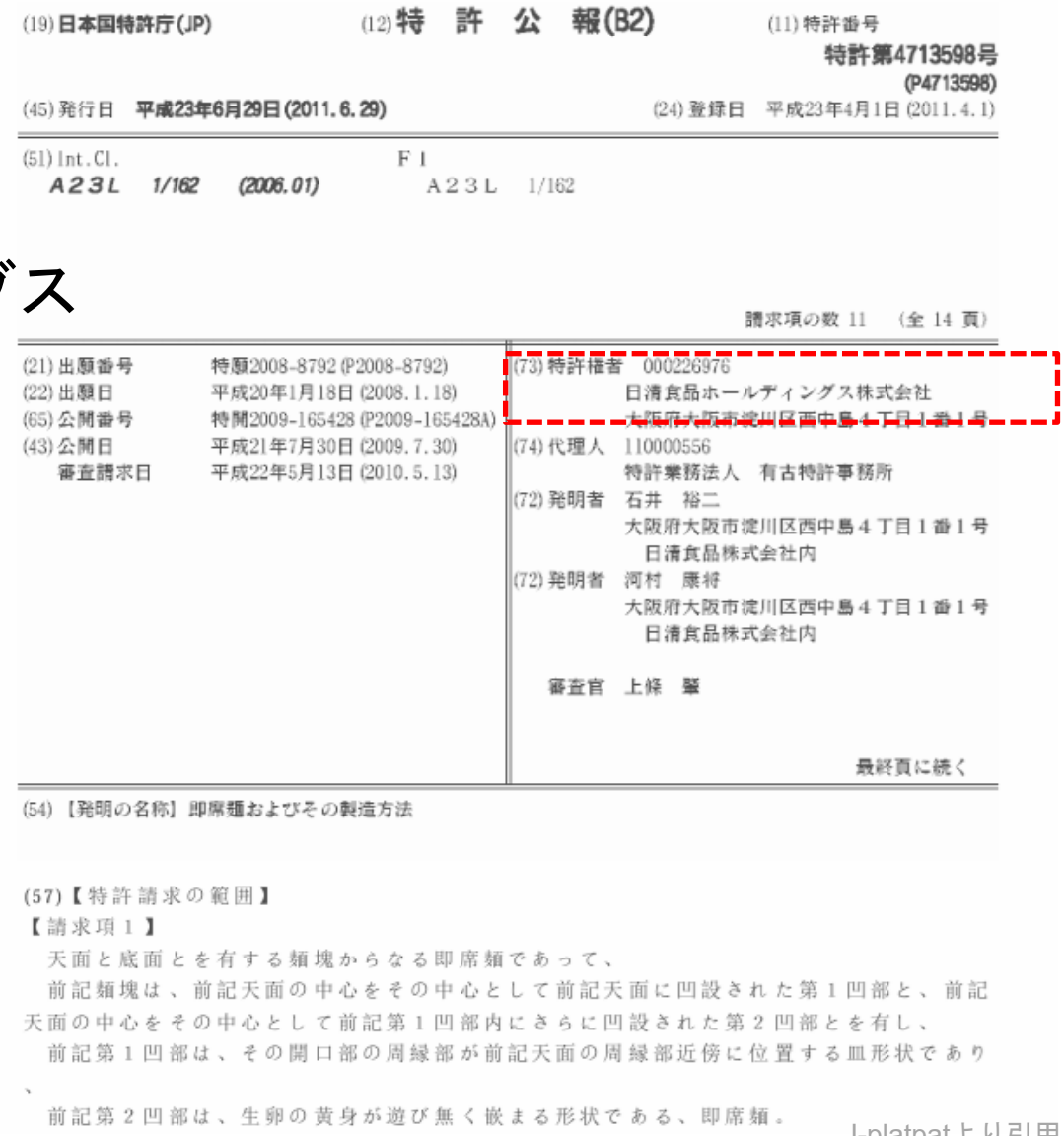
(57)【特許請求の範囲】
【請求項１】
天面と底面とを有する麺塊からなる即席麺であって、
前記麺塊は、前記天面の中心をその中心として前記天面に凹設された第１凹部と、前記天面の中心をその中心として前記第１凹部内にさらに凹設された第２凹部とを有し、
前記第１凹部は、その開口部の周縁部が前記天面の周縁部近傍に位置する皿形状であり、
前記第２凹部は、生卵の黄身が遊び無く嵌まる形状である、即席麺。

J-platpatより引用

この特許の

権利者はだれ？

（答え）日清食品ホールディングス



(19)日本国特許庁(JP)　(12)特　許　公　報(B2)　(11)特許番号

特許第4713598号

(P4713598)

(45)発行日　平成23年6月29日(2011.6.29)　(24)登録日　平成23年4月1日(2011.4.1)

(51)Int.Cl.　F I

A23L 1/162 (2006.01)　A23L 1/162

請求項の数 11　(全 14 頁)

(21)出願番号　特願2008-8792(P2008-8792)

(22)出願日　平成20年1月18日(2008.1.18)

(65)公開番号　特開2009-165428(P2009-165428A)

(43)公開日　平成21年7月30日(2009.7.30)

審査請求日　平成22年5月13日(2010.5.13)

(73)特許権者　000226976
日清食品ホールディングス株式会社
大阪府大阪市淀川区西中島４丁目１番１号

(74)代理人　110000556
特許業務法人　有古特許事務所

(72)発明者　石井　裕二
大阪府大阪市淀川区西中島４丁目１番１号
日清食品株式会社内

(72)発明者　河村　康将
大阪府大阪市淀川区西中島４丁目１番１号
日清食品株式会社内

審査官　上條　肇

最終頁に続く

(54)【発明の名称】即席麺およびその製造方法

(57)【特許請求の範囲】

【請求項１】

天面と底面とを有する麺塊からなる即席麺であって、

前記麺塊は、前記天面の中心をその中心として前記天面に凹設された第１凹部と、前記天面の中心をその中心として前記第１凹部内にさらに凹設された第２凹部とを有し、

前記第１凹部は、その開口部の周縁部が前記天面の周縁部近傍に位置する皿形状であり、

前記第２凹部は、生卵の黄身が遊び無く嵌まる形状である、即席麺。

J-platpatより引用

この特許の
権利範囲は？

(19)日本国特許庁(JP)　(12)特　許　公　報(B2)　(11)特許番号
特許第4713598号
(P4713598)
(45)発行日　平成23年6月29日(2011.6.29)　(24)登録日　平成23年4月1日(2011.4.1)

(51)Int.Cl.　F I
A23L 1/162 (2006.01)　A23L 1/162

請求項の数 11　(全 14 頁)

(21)出願番号　特願2008-8792(P2008-8792)
(22)出願日　平成20年1月18日(2008.1.18)
(65)公開番号　特開2009-165428(P2009-165428A)
(43)公開日　平成21年7月30日(2009.7.30)
審査請求日　平成22年5月13日(2010.5.13)

(73)特許権者　000226976
日清食品ホールディングス株式会社
大阪府大阪市淀川区西中島４丁目１番１号
(74)代理人　110000556
特許業務法人　有古特許事務所
(72)発明者　石井　裕二
大阪府大阪市淀川区西中島４丁目１番１号
日清食品株式会社内
(72)発明者　河村　康将
大阪府大阪市淀川区西中島４丁目１番１号
日清食品株式会社内

審査官　上條　肇

最終頁に続く

(54)【発明の名称】即席麺およびその製造方法

(57)【特許請求の範囲】
【請求項１】
天面と底面とを有する麺塊からなる即席麺であって、
前記麺塊は、前記天面の中心をその中心として前記天面に凹設された第１凹部と、前記天面の中心をその中心として前記第１凹部内にさらに凹設された第２凹部とを有し、
前記第１凹部は、その開口部の周縁部が前記天面の周縁部近傍に位置する皿形状であり、
前記第２凹部は、生卵の黄身が遊び無く嵌まる形状である、即席麺。

J-platpatより引用

この特許の

権利範囲は？

（答え）特許請求の範囲

※ 赤丸部分（黄身が遊び無く嵌まる）

覚えておいてください！

(19)日本国特許庁(JP)　(12)特　許　公　報(B2)　(11)特許番号
特許第4713598号
(P4713598)
(45)発行日　平成23年6月29日(2011.6.29)　(24)登録日　平成23年4月1日(2011.4.1)

(51)Int.Cl.　F I
A23L 1/162 (2006.01)　A23L 1/162

請求項の数 11　(全 14 頁)

(21)出願番号　特願2008-8792(P2008-8792)
(22)出願日　平成20年1月18日(2008.1.18)
(65)公開番号　特開2009-165428(P2009-165428A)
(43)公開日　平成21年7月30日(2009.7.30)
審査請求日　平成22年5月13日(2010.5.13)

(73)特許権者　000226976
日清食品ホールディングス株式会社
大阪府大阪市淀川区西中島４丁目１番１号
(74)代理人　110000556
特許業務法人　有古特許事務所
(72)発明者　石井　裕二
大阪府大阪市淀川区西中島４丁目１番１号
日清食品株式会社内
(72)発明者　河村　康将
大阪府大阪市淀川区西中島４丁目１番１号
日清食品株式会社内

審査官　上條　肇

最終頁に続く

(54)【発明の名称】即席麺およびその製造方法

(57)【特許請求の範囲】
【請求項１】
天面と底面とを有する麺塊からなる即席麺であって、
前記麺塊は、前記天面の中心をその中心として前記天面に凹設された第１凹部と、前記天面の中心をその中心として前記第１凹部内にさらに凹設された第２凹部とを有し、
前記第１凹部は、その開口部の周縁部が前記天面の周縁部近傍に位置する皿形状であり、
前記第２凹部は、生卵の黄身が遊び無く嵌まる形状である、即席麺。

J-platpatより引用

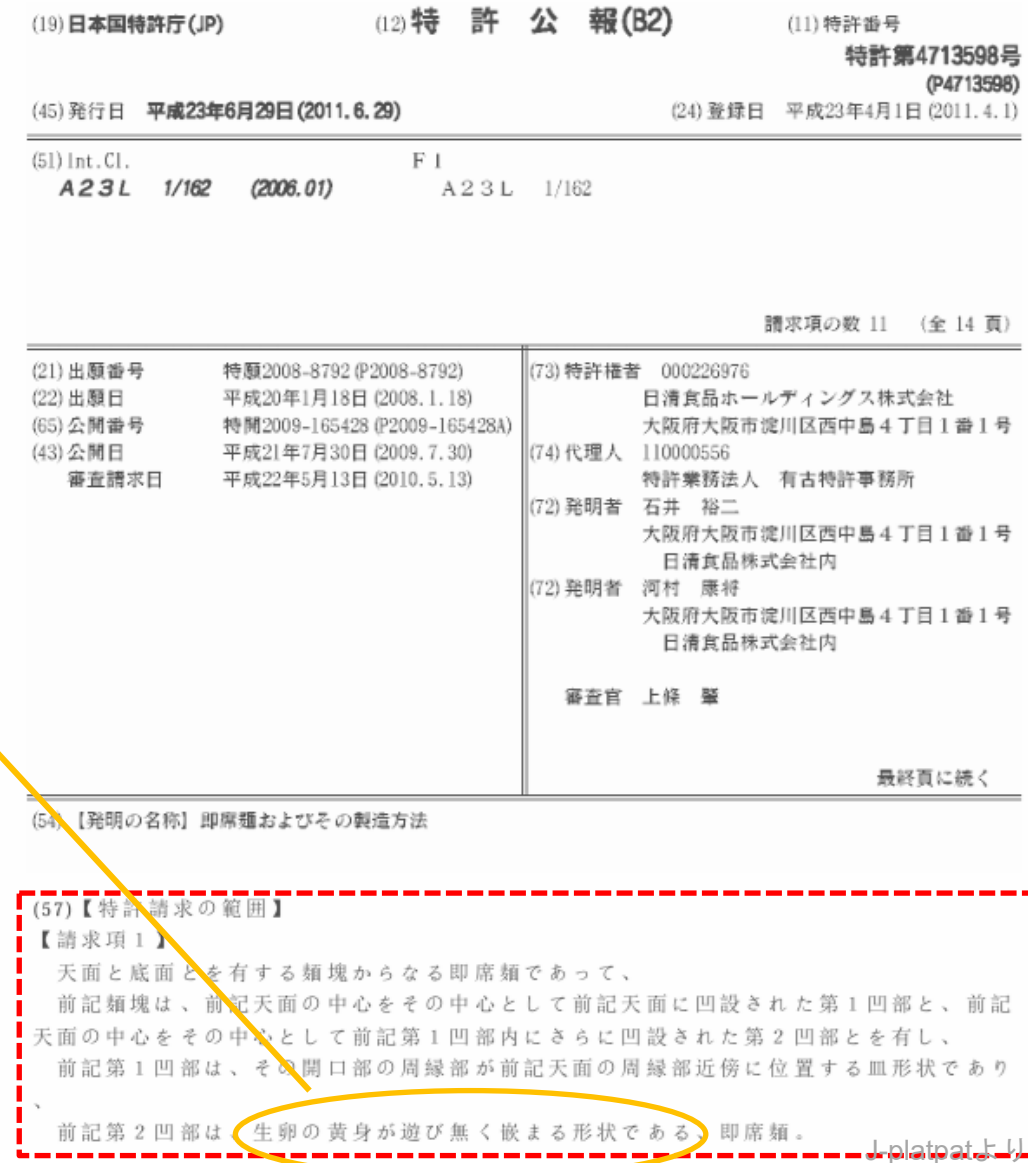
質問

もし…明細書中に、第２凹部は、
「黄身と白身が収まる大きさ」
でもよい、と記載されていたら、

⇩

「黄身と白身が収まる大きさ」
の第２凹部を持つ即席麺は、

権利範囲に含まれるか？



(19)日本国特許庁(JP)　(12)特　許　公　報(B2)　(11)特許番号
特許第4713598号
(P4713598)
(45)発行日　平成23年6月29日(2011.6.29)　(24)登録日　平成23年4月1日(2011.4.1)

(51)Int.Cl.　F I
A23L 1/162 (2006.01)　A23L 1/162

請求項の数 11　(全 14 頁)

(21)出願番号　特願2008-8792(P2008-8792)
(22)出願日　平成20年1月18日(2008.1.18)
(65)公開番号　特開2009-165428(P2009-165428A)
(43)公開日　平成21年7月30日(2009.7.30)
審査請求日　平成22年5月13日(2010.5.13)

(73)特許権者　000226976
日清食品ホールディングス株式会社
大阪府大阪市淀川区西中島４丁目１番１号
(74)代理人　110000556
特許業務法人　有古特許事務所
(72)発明者　石井　裕二
大阪府大阪市淀川区西中島４丁目１番１号
日清食品株式会社内
(72)発明者　河村　康将
大阪府大阪市淀川区西中島４丁目１番１号
日清食品株式会社内

審査官　上條　肇

最終頁に続く

(54)【発明の名称】即席麺およびその製造方法

(57)【特許請求の範囲】
【請求項１】
天面と底面とを有する麺塊からなる即席麺であって、
前記麺塊は、前記天面の中心をその中心として前記天面に凹設された第１凹部と、前記天面の中心をその中心として前記第１凹部内にさらに凹設された第２凹部とを有し、
前記第１凹部は、その開口部の周縁部が前記天面の周縁部近傍に位置する皿形状であり、
前記第２凹部は、生卵の黄身が遊び無く嵌まる形状である、即席麺。

J-platpatより引用

この特許は

いつから有効？

(19)日本国特許庁(JP)　(12)特　許　公　報(B2)　(11)特許番号
特許第4713598号
(P4713598)
(45)発行日　平成23年6月29日(2011.6.29)　(24)登録日　平成23年4月1日(2011.4.1)

(51)Int.Cl.
A23L 1/162 (2006.01)
F I
A23L 1/162

請求項の数 11　(全 14 頁)

(21)出願番号　特願2008-8792(P2008-8792)
(22)出願日　平成20年1月18日(2008.1.18)
(65)公開番号　特開2009-165428(P2009-165428A)
(43)公開日　平成21年7月30日(2009.7.30)
審査請求日　平成22年5月13日(2010.5.13)

(73)特許権者　000226976
日清食品ホールディングス株式会社
大阪府大阪市淀川区西中島４丁目１番１号
(74)代理人　110000556
特許業務法人　有古特許事務所
(72)発明者　石井　裕二
大阪府大阪市淀川区西中島４丁目１番１号
日清食品株式会社内
(72)発明者　河村　康将
大阪府大阪市淀川区西中島４丁目１番１号
日清食品株式会社内

審査官　上條　肇

最終頁に続く

(54)【発明の名称】即席麺およびその製造方法

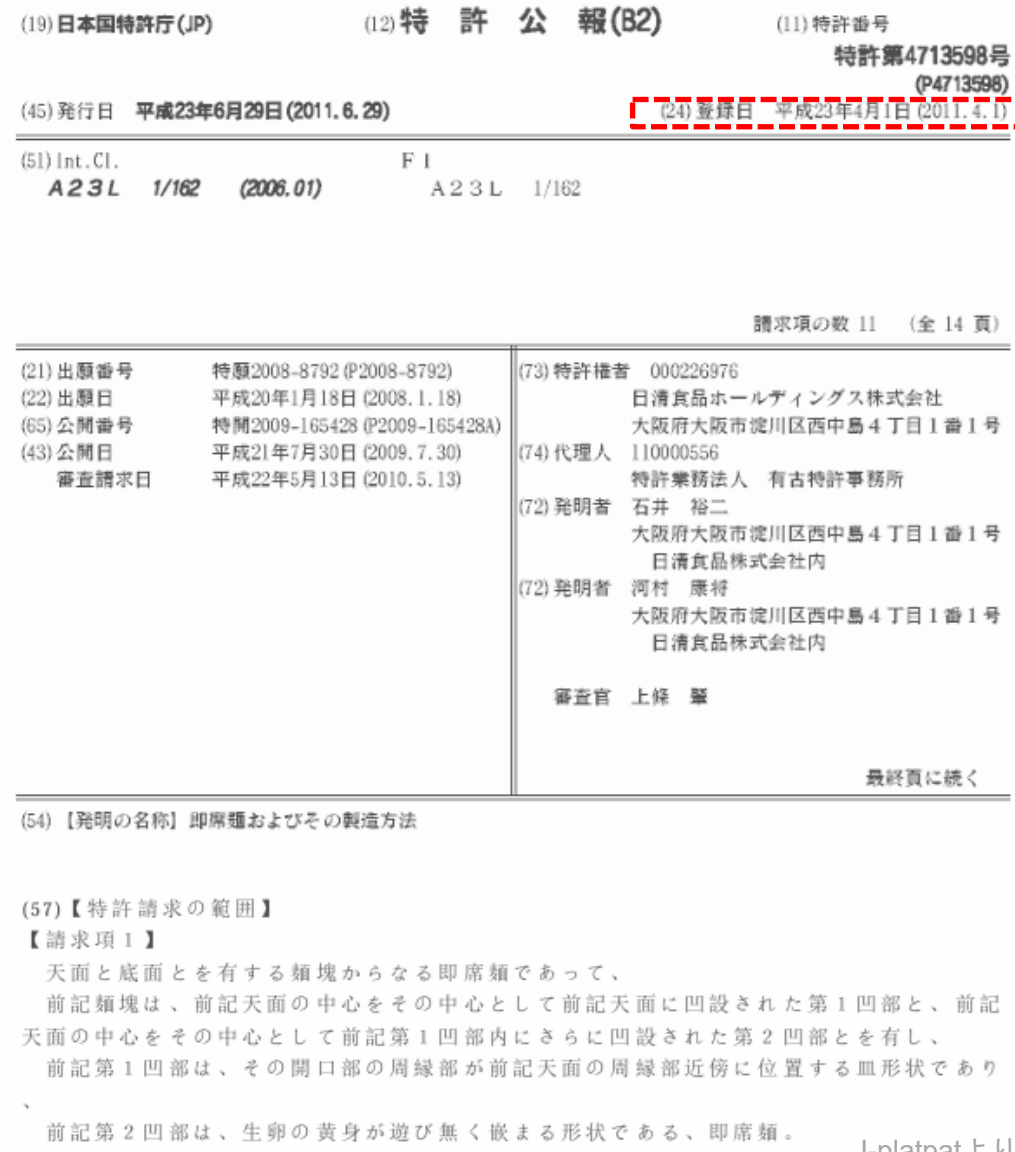
(57)【特許請求の範囲】
【請求項１】
天面と底面とを有する麺塊からなる即席麺であって、
前記麺塊は、前記天面の中心をその中心として前記天面に凹設された第１凹部と、前記天面の中心をその中心として前記第１凹部内にさらに凹設された第２凹部とを有し、
前記第１凹部は、その開口部の周縁部が前記天面の周縁部近傍に位置する皿形状であり、
前記第２凹部は、生卵の黄身が遊び無く嵌まる形状である、即席麺。

J-platpatより引用

この特許は

いつから有効？

（答え）平成23年4月1日



(19)日本国特許庁(JP)　(12)特　許　公　報(B2)　(11)特許番号

特許第4713598号

(P4713598)

(45)発行日　平成23年6月29日(2011.6.29)　(24)登録日　平成23年4月1日(2011.4.1)

(51)Int.Cl.　F I

A23L　1/162　(2006.01)　A23L　1/162

請求項の数 11　(全 14 頁)

(21)出願番号　特願2008-8792(P2008-8792)
(22)出願日　平成20年1月18日(2008.1.18)
(65)公開番号　特開2009-165428(P2009-165428A)
(43)公開日　平成21年7月30日(2009.7.30)
審査請求日　平成22年5月13日(2010.5.13)

(73)特許権者　000226976
日清食品ホールディングス株式会社
大阪府大阪市淀川区西中島４丁目１番１号
(74)代理人　110000556
特許業務法人　有古特許事務所
(72)発明者　石井　裕二
大阪府大阪市淀川区西中島４丁目１番１号
日清食品株式会社内
(72)発明者　河村　康将
大阪府大阪市淀川区西中島４丁目１番１号
日清食品株式会社内

審査官　上條　肇

最終頁に続く

(54)【発明の名称】即席麺およびその製造方法

(57)【特許請求の範囲】
【請求項１】
天面と底面とを有する麺塊からなる即席麺であって、
前記麺塊は、前記天面の中心をその中心として前記天面に凹設された第１凹部と、前記天面の中心をその中心として前記第１凹部内にさらに凹設された第２凹部とを有し、
前記第１凹部は、その開口部の周縁部が前記天面の周縁部近傍に位置する皿形状であり、
前記第２凹部は、生卵の黄身が遊び無く嵌まる形状である、即席麺。

J-platpatより引用

その他

特許権の
・主体
・客体
・時期
の変更はないか？

ポイント

特許公報は、設定登録時の特許情報。最新でない！



(19)日本国特許庁(JP)　(12)特　許　公　報(B2)　(11)特許番号
特許第4713598号
(P4713598)
(45)発行日　平成23年6月29日(2011.6.29)　(24)登録日　平成23年4月1日(2011.4.1)

(51)Int.Cl.　F I
A23L 1/162 (2006.01)　A23L 1/162

請求項の数 11　(全 14 頁)

(21)出願番号　特願2008-8792(P2008-8792)
(22)出願日　平成20年1月18日(2008.1.18)
(65)公開番号　特開2009-165428(P2009-165428A)
(43)公開日　平成21年7月30日(2009.7.30)
審査請求日　平成22年5月13日(2010.5.13)

(73)特許権者　000226976
日清食品ホールディングス株式会社
大阪府大阪市淀川区西中島4丁目1番1号
(74)代理人　110000556
特許業務法人　有古特許事務所
(72)発明者　石井　裕二
大阪府大阪市淀川区西中島4丁目1番1号
日清食品株式会社内
(72)発明者　河村　康将
大阪府大阪市淀川区西中島4丁目1番1号
日清食品株式会社内

審査官　上條　肇

最終頁に続く

(54)【発明の名称】即席麺およびその製造方法

(57)【特許請求の範囲】
【請求項1】
天面と底面とを有する麺塊からなる即席麺であって、
前記麺塊は、前記天面の中心をその中心として前記天面に凹設された第1凹部と、前記天面の中心をその中心として前記第1凹部内にさらに凹設された第2凹部とを有し、
前記第1凹部は、その開口部の周縁部が前記天面の周縁部近傍に位置する皿形状であり、
前記第2凹部は、生卵の黄身が遊び無く嵌まる形状である、即席麺。

J-platpatより引用

最新の特許情報

特許番号から
特許原簿を取得し
最新の特許情報を取得可能！



(19)日本国特許庁(JP)　(12)特　許　公　報(B2)　(11)特許番号
特許第4713598号
(P4713598)

(45)発行日　平成23年6月29日(2011.6.29)　(24)登録日　平成23年4月1日(2011.4.1)

(51)Int.Cl.　F I
A23L 1/162 (2006.01)　A23L 1/162

請求項の数 11　(全 14 頁)

(21)出願番号　特願2008-8792(P2008-8792)
(22)出願日　平成20年1月18日(2008.1.18)
(65)公開番号　特開2009-165428(P2009-165428A)
(43)公開日　平成21年7月30日(2009.7.30)
審査請求日　平成22年5月13日(2010.5.13)

(73)特許権者　000226976
日清食品ホールディングス株式会社
大阪府大阪市淀川区西中島４丁目１番１号
(74)代理人　110000556
特許業務法人　有古特許事務所
(72)発明者　石井　裕二
大阪府大阪市淀川区西中島４丁目１番１号
日清食品株式会社内
(72)発明者　河村　康将
大阪府大阪市淀川区西中島４丁目１番１号
日清食品株式会社内

審査官　上條　肇

最終頁に続く

(54)【発明の名称】即席麺およびその製造方法

(57)【特許請求の範囲】
【請求項１】
天面と底面とを有する麺塊からなる即席麺であって、
前記麺塊は、前記天面の中心をその中心として前記天面に凹設された第１凹部と、前記天面の中心をその中心として前記第１凹部内にさらに凹設された第２凹部とを有し、
前記第１凹部は、その開口部の周縁部が前記天面の周縁部近傍に位置する皿形状であり、
前記第２凹部は、生卵の黄身が遊び無く嵌まる形状である、即席麺。

J-platpatより引用

技術書の面からの
特許公報の見方



(19)日本国特許庁(JP)　(12)特　許　公　報(B2)　(11)特許番号
特許第4713598号
(P4713598)
(45)発行日　平成23年6月29日(2011.6.29)　(24)登録日　平成23年4月1日(2011.4.1)

(51)Int.Cl.　F I
A23L 1/162 (2006.01)　A23L 1/162

請求項の数 11　(全 14 頁)

(21)出願番号　特願2008-8792(P2008-8792)
(22)出願日　平成20年1月18日(2008.1.18)
(65)公開番号　特開2009-165428(P2009-165428A)
(43)公開日　平成21年7月30日(2009.7.30)
審査請求日　平成22年5月13日(2010.5.13)

(73)特許権者　000226976
日清食品ホールディングス株式会社
大阪府大阪市淀川区西中島４丁目１番１号
(74)代理人　110000556
特許業務法人　有古特許事務所
(72)発明者　石井　裕二
大阪府大阪市淀川区西中島４丁目１番１号
日清食品株式会社内
(72)発明者　河村　康将
大阪府大阪市淀川区西中島４丁目１番１号
日清食品株式会社内

審査官　上條　肇

最終頁に続く

(54)【発明の名称】即席麺およびその製造方法

(57)【特許請求の範囲】
【請求項１】
天面と底面とを有する麺塊からなる即席麺であって、
前記麺塊は、前記天面の中心をその中心として前記天面に凹設された第１凹部と、前記天面の中心をその中心として前記第１凹部内にさらに凹設された第２凹部とを有し、
前記第１凹部は、その開口部の周縁部が前記天面の周縁部近傍に位置する皿形状であり、
前記第２凹部は、生卵の黄身が遊び無く嵌まる形状である、即席麺。

J-platpatより引用

この特許の
発明の名称は？

(19)日本国特許庁(JP)　(12)特　許　公　報(B2)　(11)特許番号
特許第4713598号
(P4713598)
(45)発行日　平成23年6月29日(2011.6.29)　(24)登録日　平成23年4月1日(2011.4.1)

(51)Int.Cl.　F I
A23L 1/162 (2006.01)　A23L 1/162

請求項の数 11　(全 14 頁)

(21)出願番号　特願2008-8792(P2008-8792)
(22)出願日　平成20年1月18日(2008.1.18)
(65)公開番号　特開2009-165428(P2009-165428A)
(43)公開日　平成21年7月30日(2009.7.30)
審査請求日　平成22年5月13日(2010.5.13)

(73)特許権者　000226976
日清食品ホールディングス株式会社
大阪府大阪市淀川区西中島４丁目１番１号
(74)代理人　110000556
特許業務法人　有古特許事務所
(72)発明者　石井　裕二
大阪府大阪市淀川区西中島４丁目１番１号
日清食品株式会社内
(72)発明者　河村　康将
大阪府大阪市淀川区西中島４丁目１番１号
日清食品株式会社内

審査官　上條　肇

最終頁に続く

(54)【発明の名称】即席麺およびその製造方法

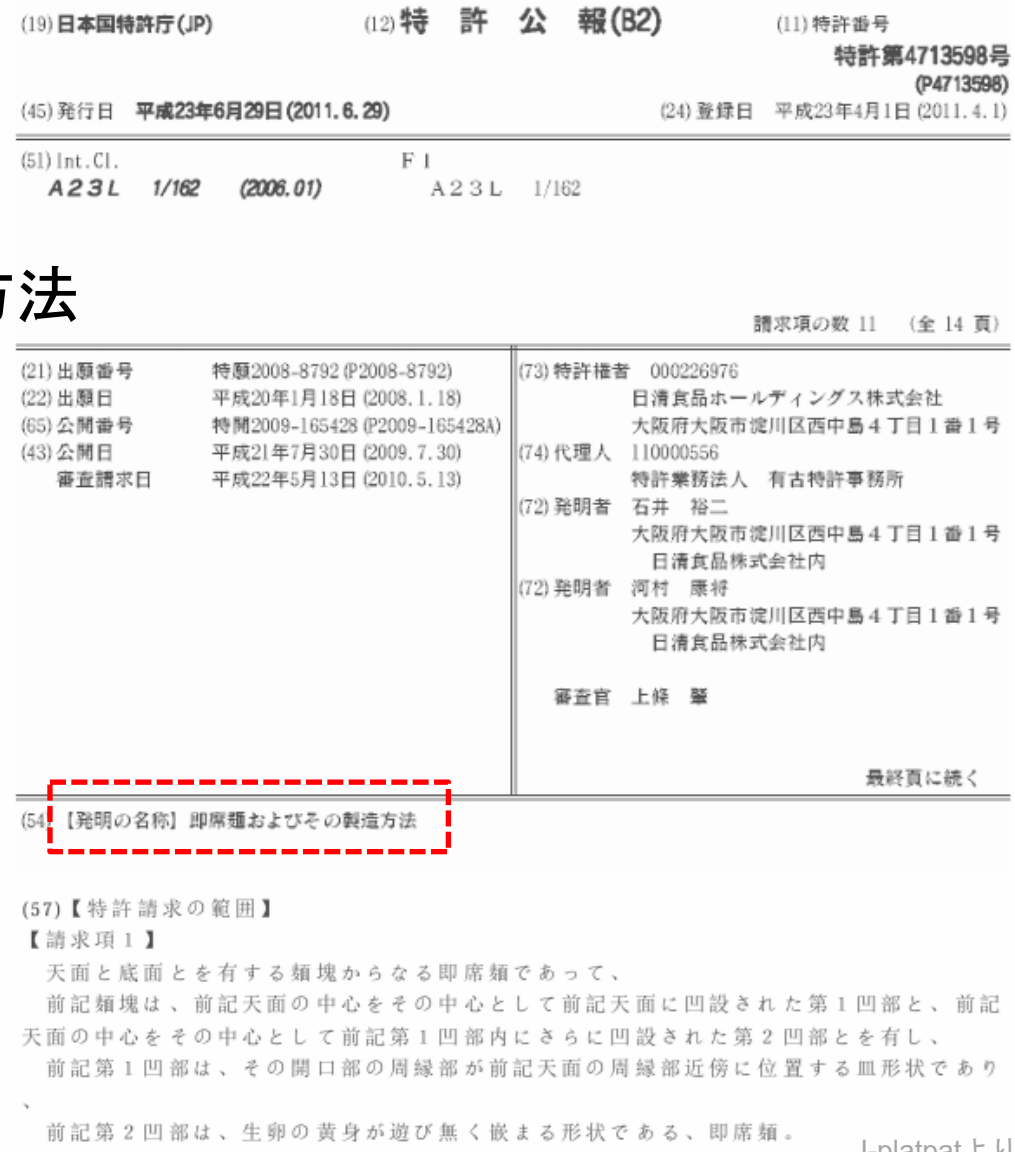
(57)【特許請求の範囲】
【請求項１】
天面と底面とを有する麺塊からなる即席麺であって、
前記麺塊は、前記天面の中心をその中心として前記天面に凹設された第１凹部と、前記天面の中心をその中心として前記第１凹部内にさらに凹設された第２凹部とを有し、
前記第１凹部は、その開口部の周縁部が前記天面の周縁部近傍に位置する皿形状であり、
前記第２凹部は、生卵の黄身が遊び無く嵌まる形状である、即席麺。

J-platpatより引用

この特許の

発明の名称は？

（答え）即席麺およびその製造方法



(19)日本国特許庁(JP)　(12)特　許　公　報(B2)　(11)特許番号
特許第4713598号
(P4713598)
(45)発行日　平成23年6月29日(2011.6.29)　(24)登録日　平成23年4月1日(2011.4.1)

(51)Int.Cl.　F I
A23L 1/162 (2006.01)　A23L 1/162

請求項の数 11　(全 14 頁)

(21)出願番号　特願2008-8792(P2008-8792)
(22)出願日　平成20年1月18日(2008.1.18)
(65)公開番号　特開2009-165428(P2009-165428A)
(43)公開日　平成21年7月30日(2009.7.30)
審査請求日　平成22年5月13日(2010.5.13)

(73)特許権者　000226976
日清食品ホールディングス株式会社
大阪府大阪市淀川区西中島４丁目１番１号
(74)代理人　110000556
特許業務法人　有古特許事務所
(72)発明者　石井　裕二
大阪府大阪市淀川区西中島４丁目１番１号
日清食品株式会社内
(72)発明者　河村　康将
大阪府大阪市淀川区西中島４丁目１番１号
日清食品株式会社内

審査官　上條　肇

最終頁に続く

(54)【発明の名称】即席麺およびその製造方法

(57)【特許請求の範囲】
【請求項１】
天面と底面とを有する麺塊からなる即席麺であって、
前記麺塊は、前記天面の中心をその中心として前記天面に凹設された第１凹部と、前記天面の中心をその中心として前記第１凹部内にさらに凹設された第２凹部とを有し、
前記第１凹部は、その開口部の周縁部が前記天面の周縁部近傍に位置する皿形状であり、
前記第２凹部は、生卵の黄身が遊び無く嵌まる形状である、即席麺。

J-platpatより引用

この特許の
発明の内容は？

(19)日本国特許庁(JP)　(12)特　許　公　報(B2)　(11)特許番号
特許第4713598号
(P4713598)
(45)発行日　平成23年6月29日(2011.6.29)　(24)登録日　平成23年4月1日(2011.4.1)

(51)Int.Cl.
A23L 1/162 (2006.01)
F I
A23L 1/162

請求項の数 11　(全 14 頁)

(21)出願番号　特願2008-8792(P2008-8792)
(22)出願日　平成20年1月18日(2008.1.18)
(65)公開番号　特開2009-165428(P2009-165428A)
(43)公開日　平成21年7月30日(2009.7.30)
審査請求日　平成22年5月13日(2010.5.13)

(73)特許権者　000226976
日清食品ホールディングス株式会社
大阪府大阪市淀川区西中島４丁目１番１号
(74)代理人　110000556
特許業務法人　有古特許事務所
(72)発明者　石井　裕二
大阪府大阪市淀川区西中島４丁目１番１号
日清食品株式会社内
(72)発明者　河村　康将
大阪府大阪市淀川区西中島４丁目１番１号
日清食品株式会社内

審査官　上條　肇

最終頁に続く

(54)【発明の名称】即席麺およびその製造方法

(57)【特許請求の範囲】
【請求項１】
天面と底面とを有する麺塊からなる即席麺であって、
前記麺塊は、前記天面の中心をその中心として前記天面に凹設された第１凹部と、前記天面の中心をその中心として前記第１凹部内にさらに凹設された第２凹部とを有し、
前記第１凹部は、その開口部の周縁部が前記天面の周縁部近傍に位置する皿形状であり、
前記第２凹部は、生卵の黄身が遊び無く嵌まる形状である、即席麺。

J-platpatより引用

この特許の

発明の内容は？

（答え）発明の詳細な説明
図面

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【０００１】

本発明は、麺塊において、割卵した生卵（以下単に生卵という）を載置できる凹部を有する即席麺およびその製造方法に関する。

【背景技術】

【０００２】

即席麺は簡便性が高く、安価であり、室内で長期間保存することが可能な優れた食品である。そして、即席麺をさらに美味しく食べるために、あるいは栄養バランス改善のために、これに生卵を入れて喫食する方法がある。しかし、従来の即席麺塊に生卵を載せて調理すると、生卵が麺塊上に広く拡がった状態にすることは難しく、場合によっては生卵が麺塊上から脱落する。

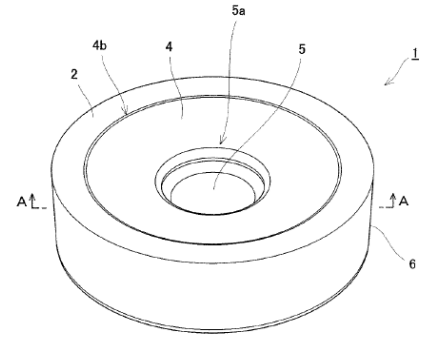
【０００３】

そこで、即席麺の麺塊上に窪みを設けてここに生卵を載置して、調理、喫食することが考えられる。

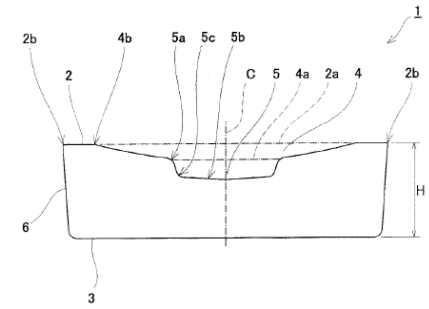
【０００４】

即席麺の麺塊に凹部や空洞を形成する技術としては、特許文献１，２，３等のように、既にいくつかの技術が知られている。しかし、これらの先行技術は、いずれも、調理、喫食時において生卵を麺塊上に載置するためのものではなく、流通や保存時において、麺塊に具材やスープを保持させることを目的として設けられたもので、生卵を載置するのに適

【図１】



【図２】

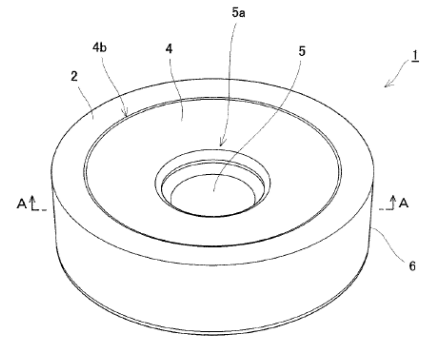


J-platpatより引用

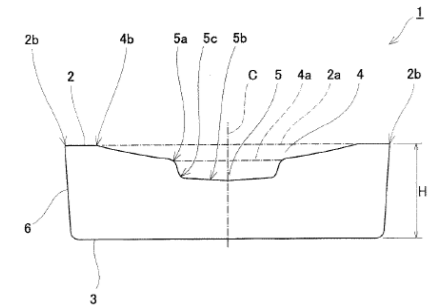
この特許の
発明の関連技術は？

【発明の詳細な説明】
【技術分野】
【０００１】
本発明は、麺塊において、割卵した生卵（以下単に生卵という）を載置できる凹部を有する即席麺およびその製造方法に関する。
【背景技術】
【０００２】
即席麺は簡便性が高く、安価であり、室内で長期間保存することが可能な優れた食品である。そして、即席麺をさらに美味しく食べるために、あるいは栄養バランス改善のために、これに生卵を入れて喫食する方法がある。しかし、従来の即席麺塊に生卵を載せて調理すると、生卵が麺塊上に広く拡がった状態にすることは難しく、場合によっては生卵が麺塊上から脱落する。
【０００３】
そこで、即席麺の麺塊上に窪みを設けてここに生卵を載置して、調理、喫食することが考えられる。
【０００４】
即席麺の麺塊に凹部や空洞を形成する技術としては、特許文献１，２，３等のように、既にいくつかの技術が知られている。しかし、これらの先行技術は、いずれも、調理、喫食時において生卵を麺塊上に載置するためのものではなく、流通や保存時において、麺塊に具材やスープを保持させることを目的として設けられたもので、生卵を載置するのに適

【図１】



【図２】



この特許の
発明の関連技術は？

（答え）参考文献



フロントページの続き

(56)参考文献　意匠登録第１３５２４４７（ＪＰ，Ｓ）
意匠登録第６３１７５０（ＪＰ，Ｓ）
特開２００５－２１１０５９（ＪＰ，Ａ）
特開２００４－３３７１５６（ＪＰ，Ａ）
登録実用新案第３０１１３８８（ＪＰ，Ｕ）
実開昭６１－１２０３９３（ＪＰ，Ｕ）
実開昭５４－３４３８３（ＪＰ，Ｕ）
特集　日清食品　３つの「異様」が利益生む，日経ビジネス，２００４年　２月２３日，p.34-37

(58)調査した分野(Int.Cl.，ＤＢ名)
Ａ２３Ｌ　　１／１６２

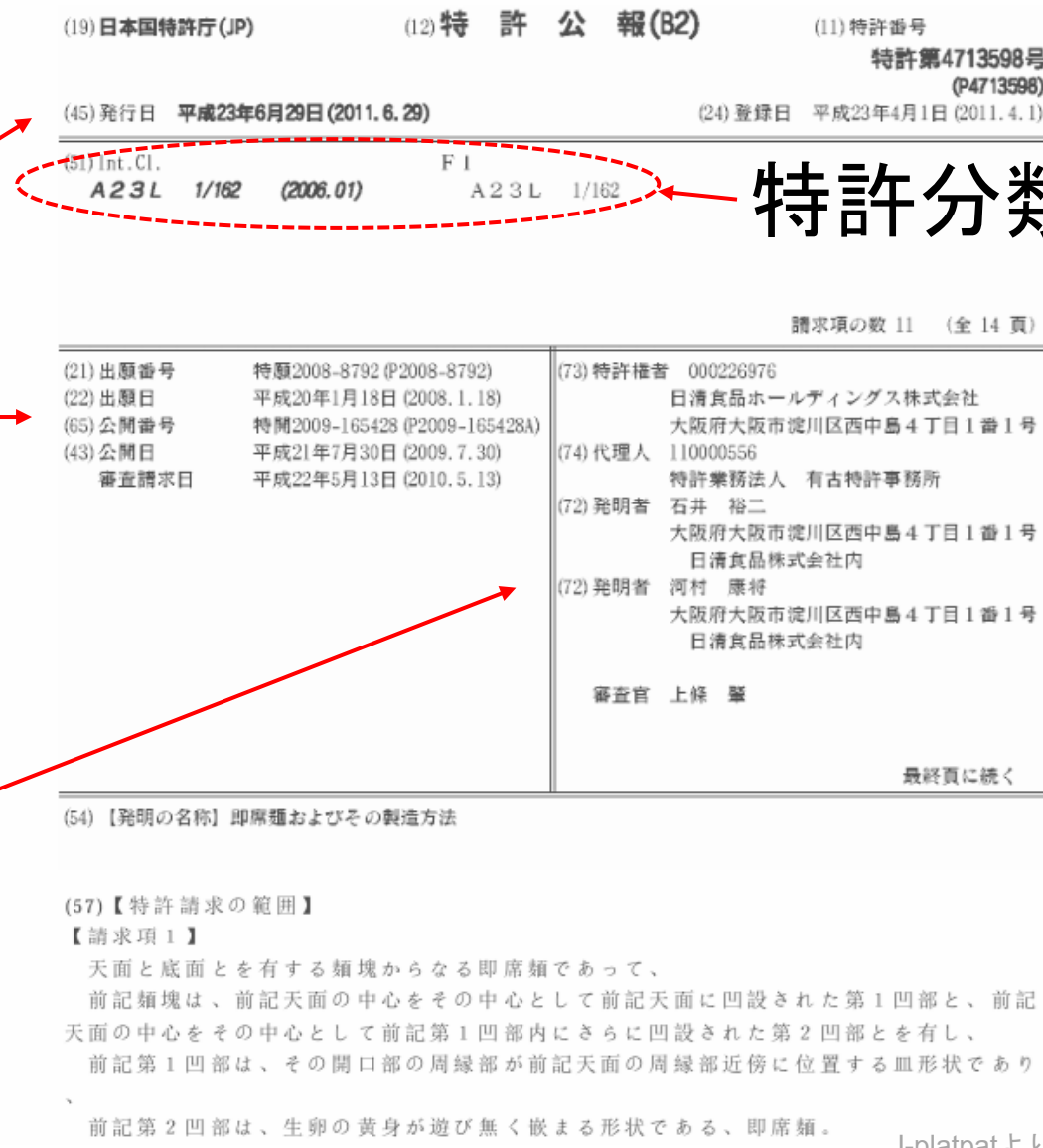
J-platpatより引用

その他の情報

特許公報の発行日

出願番号・出願日
公開番号・公開日
審査請求日

代理人
発明者
審査官



(19)日本国特許庁(JP)　(12)特　許　公　報(B2)　(11)特許番号
特許第4713598号
(P4713598)

(45)発行日　平成23年6月29日(2011.6.29)　(24)登録日　平成23年4月1日(2011.4.1)

(51)Int.Cl.　F I
A23L 1/162 (2006.01)　A23L 1/162

特許分類

請求項の数 11　(全 14 頁)

(21)出願番号　特願2008-8792(P2008-8792)
(22)出願日　平成20年1月18日(2008.1.18)
(65)公開番号　特開2009-165428(P2009-165428A)
(43)公開日　平成21年7月30日(2009.7.30)
審査請求日　平成22年5月13日(2010.5.13)

(73)特許権者　000226976
日清食品ホールディングス株式会社
大阪府大阪市淀川区西中島4丁目1番1号
(74)代理人　110000556
特許業務法人　有古特許事務所
(72)発明者　石井　裕二
大阪府大阪市淀川区西中島4丁目1番1号
日清食品株式会社内
(72)発明者　河村　康将
大阪府大阪市淀川区西中島4丁目1番1号
日清食品株式会社内

審査官　上條　肇

最終頁に続く

(54)【発明の名称】即席麺およびその製造方法

(57)【特許請求の範囲】
【請求項1】
天面と底面とを有する麺塊からなる即席麺であって、
前記麺塊は、前記天面の中心をその中心として前記天面に凹設された第1凹部と、前記天面の中心をその中心として前記第1凹部内にさらに凹設された第2凹部とを有し、
前記第1凹部は、その開口部の周縁部が前記天面の周縁部近傍に位置する皿形状であり、
前記第2凹部は、生卵の黄身が遊び無く嵌まる形状である、即席麺。

その他の公報

- 公開特許公報
- 登録実用新案公報
- 意匠公報
- 商標公報
- 公開商標公報

公開特許公報

技術書としての側面のみ

⇩

特許公報との違い
- 要約記載
- 出願人

(19)日本国特許庁(JP)　(12)公開特許公報(A)　(11)特許出願公開番号
特開2009-165428
(P2009-165428A)
(43)公開日　平成21年7月30日(2009.7.30)

(51)Int.Cl.	F I	テーマコード（参考）
A23L 1/162 (2006.01)	A23L 1/162	4B046

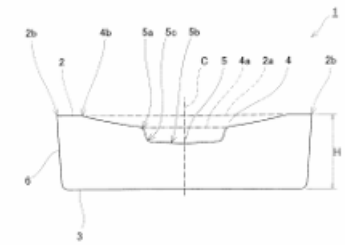
審査請求 未請求　請求項の数 11　OL　（全 13 頁）

(21)出願番号　特願2008-8792(P2008-8792)
(22)出願日　平成20年1月18日(2008.1.18)

(71)出願人　000226976
日清食品ホールディングス株式会社
大阪府大阪市淀川区西中島４丁目１番１号
(74)代理人　110000556
特許業務法人　有古特許事務所
(72)発明者　石井　裕二
大阪府大阪市淀川区西中島４丁目１番１号
日清食品株式会社内
(72)発明者　河村　康将
大阪府大阪市淀川区西中島４丁目１番１号
日清食品株式会社内
Fターム(参考)　4B046 LB07　LC20　LE13　LP53

(54)【発明の名称】即席麺およびその製造方法

(57)【要約】
【課題】生卵を麺塊天面中央領域に保持させて広く拡がるように調理可能な即席麺であって、載置された生卵が滑落しにくい即席麺を提供する。
【解決手段】天面２と底面３とを有する麺塊１からなる即席麺であって、麺塊１は、天面２の中心Ｃをその中心として天面２に凹設された第１凹部４と、天面２の中心Ｃをその中心として第１凹部４内にさらに凹設された第２凹部５とを有し、第１凹部４は、その開口部の周縁部４ｂが天面２の周縁部２ｂ近傍に位置する皿形状であり、前記第２凹部５は、生卵の黄身が遊び無く嵌まる形状である。
【選択図】図２



J-platpatより引用

登録実用新案公報

特許公報と同様、
権利書、技術書の面を持つ

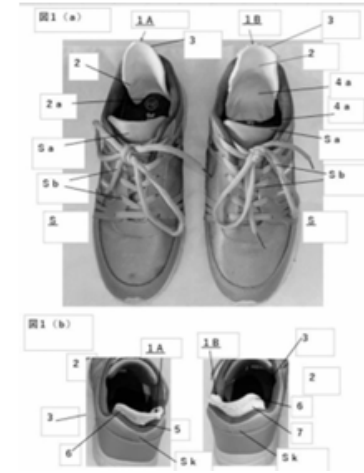
特許公報との違い
・フロントページに要約

(19)日本国特許庁(JP)　(12)登録実用新案公報(U)　(11)実用新案登録番号
実用新案登録第3254851号
(U3254851)
(45)発行日　令和8年2月26日(2026.2.26)　(24)登録日　令和8年2月17日(2026.2.17)
(51)Int.Cl.　F I
A43B 11/00 (2006.01)　A43B 11/00
A47G 25/82 (2006.01)　A47G 25/82
評価書の請求 未請求　請求項の数 7　OL　(全 12 頁)
(21)出願番号　実願2025-3506(U2025-3506)
(22)出願日　令和7年10月11日(2025.10.11)
(73)実用新案権者　508213779
木村　喜久男
石川県加賀市潮津町イ－１３６
(74)代理人　100105809
弁理士　木森　有平
(72)考案者　木村　喜久男
石川県加賀市潮津町イ－１３６

(54)【考案の名称】靴成形用靴べら

(57)【要約】　（修正有）

【課題】使用時のみ簡易に取り付けられ、不要時は容易に取り外せる構造を有し、足の踵をスムーズに靴の踵部に案内できるが、靴に装着した状態でも邪魔にならずに足の形状に馴染んで保護し、靴の形状を成形する靴成形用靴べらを提供する。
【解決手段】靴やシューズである運動靴としての履物に足の踵部分を案内する靴べら１であって、足の踵を案内して保護する凹状の踵凹状部２と、踵凹状部２の背面側において履物の踵部分と着脱するための粘着手段５である粘着テープや粘着剤とを備えて、踵凹状２部は履物の踵部に沿ってほぼ垂直に配置されて粘着手段５により着脱自在に取り付けられる。
【選択図】図１



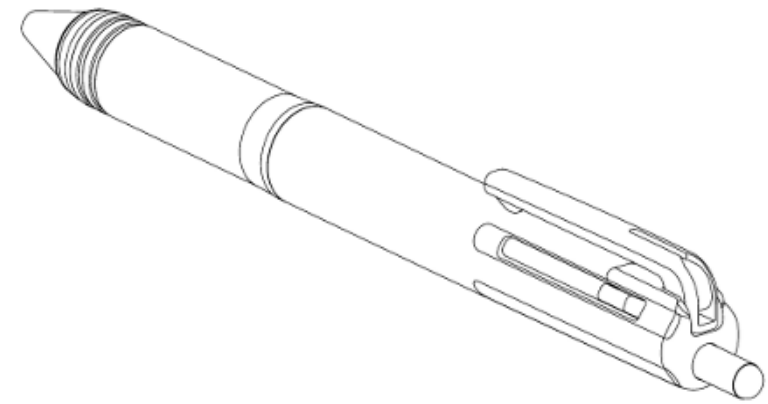
J-platpatより引用

意匠公報

特許公報と同様、
権利書、デザイン書の面を持つ

意匠に係る物品：
　　発明の名称に対応
意匠に係る物品の説明：
　　発明の詳細な説明に対応

（１９）【発行国】日本国特許庁（ＪＰ）
（４５）【発行日】令和６年５月１４日（２０２４．５．１４）
（１２）【公報種別】意匠公報（Ｓ）
（１１）【登録番号】意匠登録第１７７０４０５号（Ｄ１７７０４０５）
（２４）【登録日】令和６年５月２日（２０２４．５．２）
（５４）【意匠に係る物品】筆記具
【基礎意匠の意匠登録番号】意匠登録第１７１４６４９号（Ｄ１７１４６４９）
（５２）【意匠分類】Ｆ２－１１２０
（５１）【国際意匠分類】Ｌｏｃ（１４）Ｃｌ．１９－０６
【Ｄターム】Ｆ２－１１２０ＥＡ、Ｆ２－１１２０ＢＡ
（２１）【出願番号】意願２０２３－１６９０３（Ｄ２０２３－１６９０３）
（２２）【出願日】令和５年８月２２日（２０２３．８．２２）
（７２）【創作者】
【氏名】渡邉　弘平
【住所又は居所】東京都品川区東大井五丁目２３番３７号　三菱鉛筆株式会社内
（７３）【意匠権者】
【識別番号】０００００５９５７
【氏名又は名称】三菱鉛筆株式会社
【氏名又は名称原語表記】ＭＩＴＳＵＢＩＳＨＩ　ＰＥＮＣＩＬ　ＣＯ．，ＬＴＤ．
【住所又は居所】東京都品川区東大井５－２３－３７
【審査官】菊地　拓哉
（５５）【意匠に係る物品の説明】本物品は多色ボールペンであり、ペン後端部と後軸周面の２箇所にフック棒を有する。
（５５）【意匠の説明】背面図は正面図と対称に表れる。
【図面】
【斜視図】



J-platpatより引用

商標公報

商標は、商品/サービスの
出所を表す記号、マーク等

⇩

商標公報は、
権利書としての面のみを持つ

ぼくは商標登録されてます！

（１９０）【発行国・地域】 日本国特許庁（ＪＰ）
（４５０）【発行日】 平成１４年８月２０日（２００２．８．２０）
【公報種別】 商標公報
（１１１）【登録番号】 商標登録第４５８６４６４号（Ｔ４５８６４６４）
（１５１）【登録日】 平成１４年７月１９日（２００２．７．１９）
（５４０）【登録商標】



（５００）【商品及び役務の区分の数】 ４
（５１１）【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】
第１６類　雑誌その他の印刷物，紙類，写真，写真立て，文房具類
第３５類　特許事務所経営の診断及び指導，…
第４１類　知的財産権に関するセミナーの開催，…
第４２類　工業所有権に関する手続きの代理又は鑑定その他の事務，…
【国際分類第７版】
（２１０）【出願番号】 商願２０００－８５７３８（Ｔ２０００－８５７３８）
（２２０）【出願日】 平成１２年８月３日（２０００．８．３）
（７３２）【商標権者】
【識別番号】 ３９８０６３５１５
【氏名又は名称】 日本弁理士会
（７４０）【代理人】
【識別番号】 １００００６８２６１
【弁理士】
【氏名又は名称】 柳生　征男
【法区分】 平成８年法
【審査官】 野上　サトル
【類似群コード(参考情報)】
第１６類　２５Ａ０１、２５Ｂ０１、２５Ｂ０２、２６Ａ０１、２６Ｄ０１
第３５類　３５Ｂ０１、３５Ｃ０１、３５Ｄ０１、３５Ｇ０２、３５Ｇ０３、３５Ｇ０４、３５Ｊ０２
第４１類　４１Ａ０１、４１Ａ０３、４１Ｃ０２、４１Ｅ０１、４１Ｅ０３、４１Ｅ０４、４１Ｍ０１、４１Ｍ０５、４１Ｍ０６
第４２類　４２Ｐ０１、４２Ｐ０２、４２Ｐ０３、４２Ｒ０１、４２Ｒ０２、４２Ｓ０１、４２Ｘ１０、４２Ｘ１１

J-platpatより引用

公開商標公報

商標は、選択物なので、公開によるデメリットはない！

⇩

早く公開したほうが権利者にも第三者にも、良い！

（１９０）【発行国・地域】 日本国特許庁（ＪＰ）
（４４１）【公開日】 平成１２年８月３１日（２０００．８．３１）
【公報種別】 公開商標公報
（２１０）【出願番号】 商願２０００－８５７３８（Ｔ２０００－８５７３８）
（２２０）【出願日】 平成１２年８月３日（２０００．８．３）
（５４０）【商標】



（５１１）【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】
第１６類　雑誌その他の印刷物，紙類，写真，写真立て，文房具類
第３５類　特許事務所経営の診断及び指導，…
第４１類　知的財産権に関するセミナーの開催，…
第４２類　工業所有権に関する手続きの代理又は鑑定その他の事務，…
（７３１）【出願人】
【識別番号】 ３９８０６３５１５
【氏名又は名称】 弁理士会
（７４０）【代理人】
【識別番号】 １００００６８２６１
【弁理士】
【氏名又は名称】 柳生　征男

J-platpatより引用

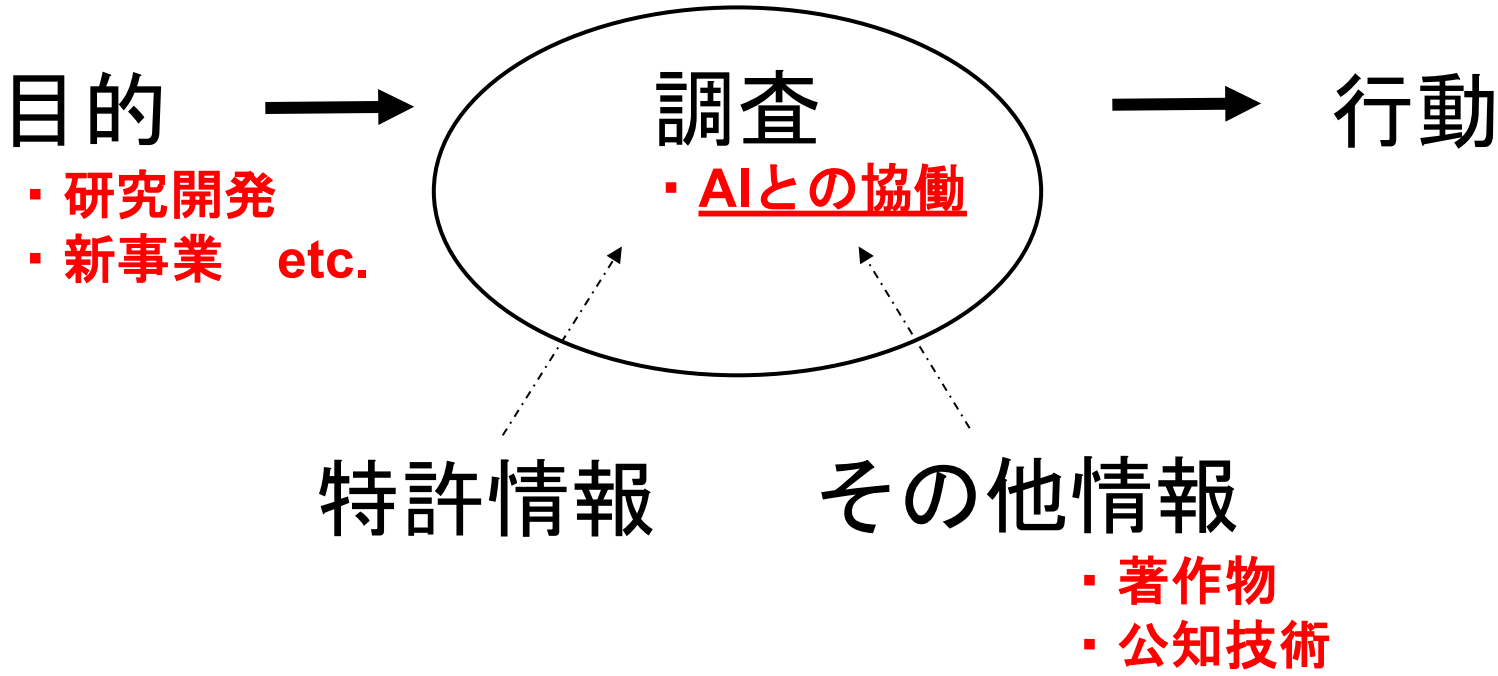
特許調査の手法

- 各種公報の取得方法
- その他の特許情報を得る方法

その前に…
- なぜ必要か？
- どんな場面で必要か？
  （どんな調査があるか？）

を確認！

なぜ必要？



どんな場面で必要になるか？

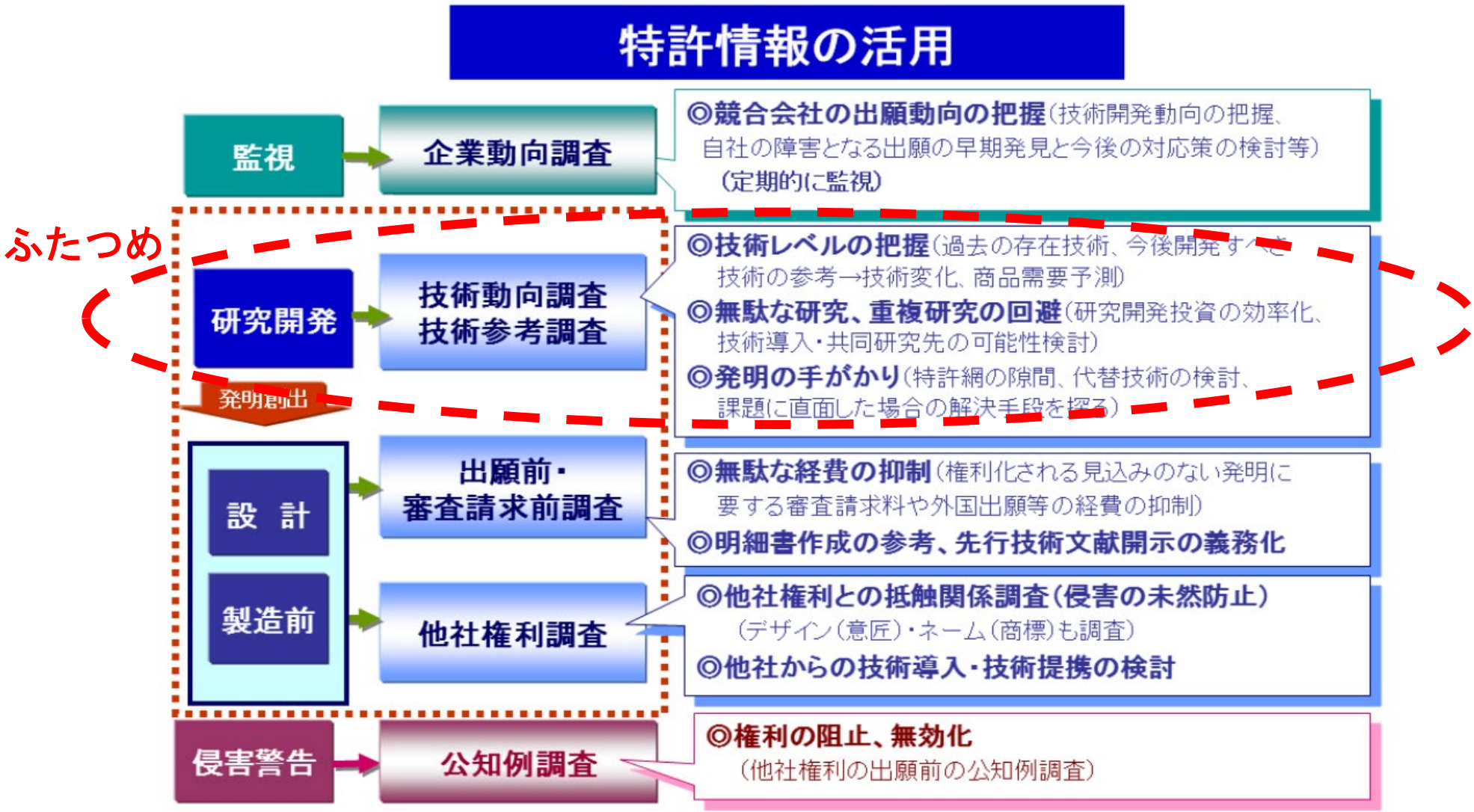
質問

特許情報がどのような場面で必要になるか？
大体でよいので、１つ答えてください！

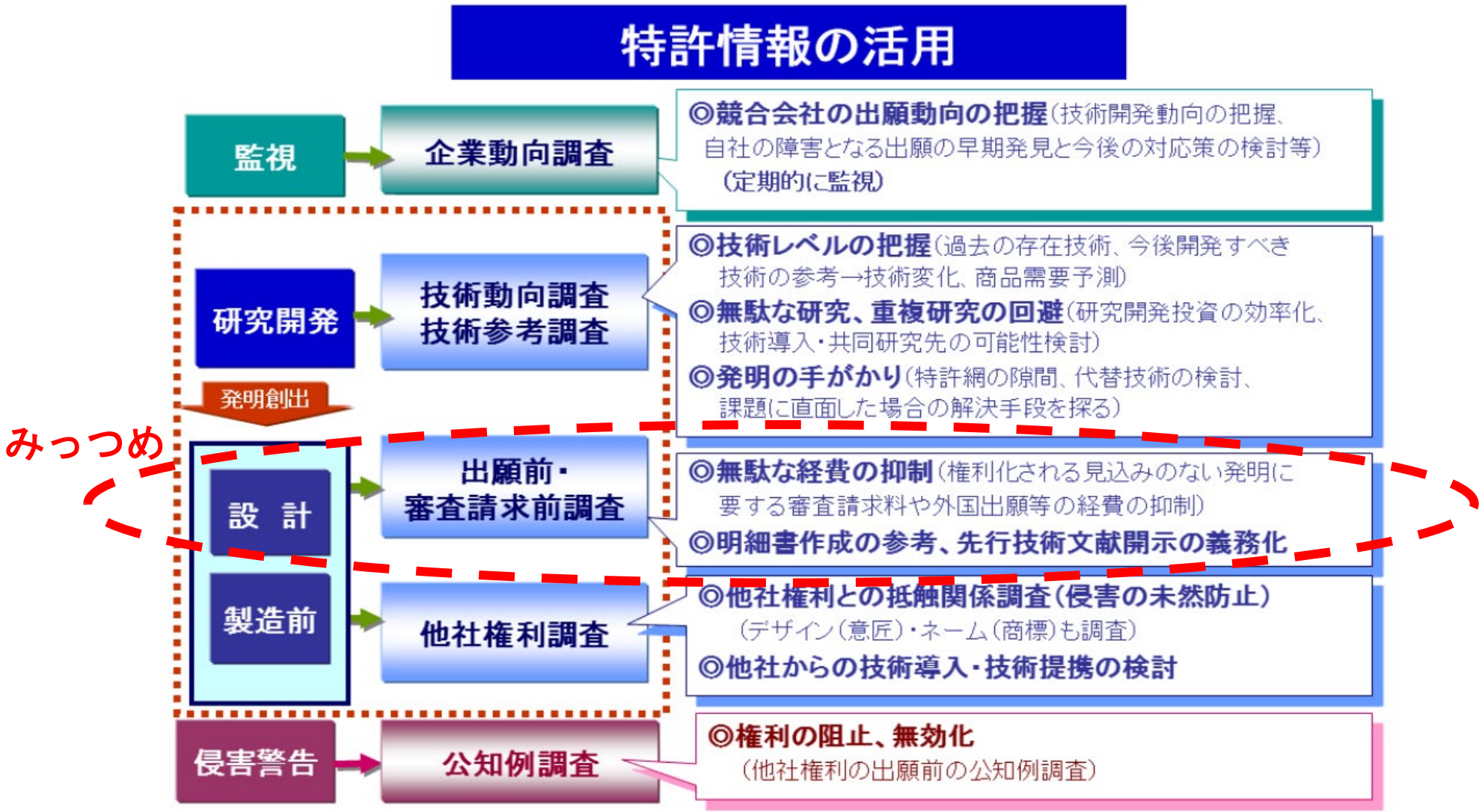
※全員、〇〇の場面、又は〇〇調査という形で
チャットで回答してください！



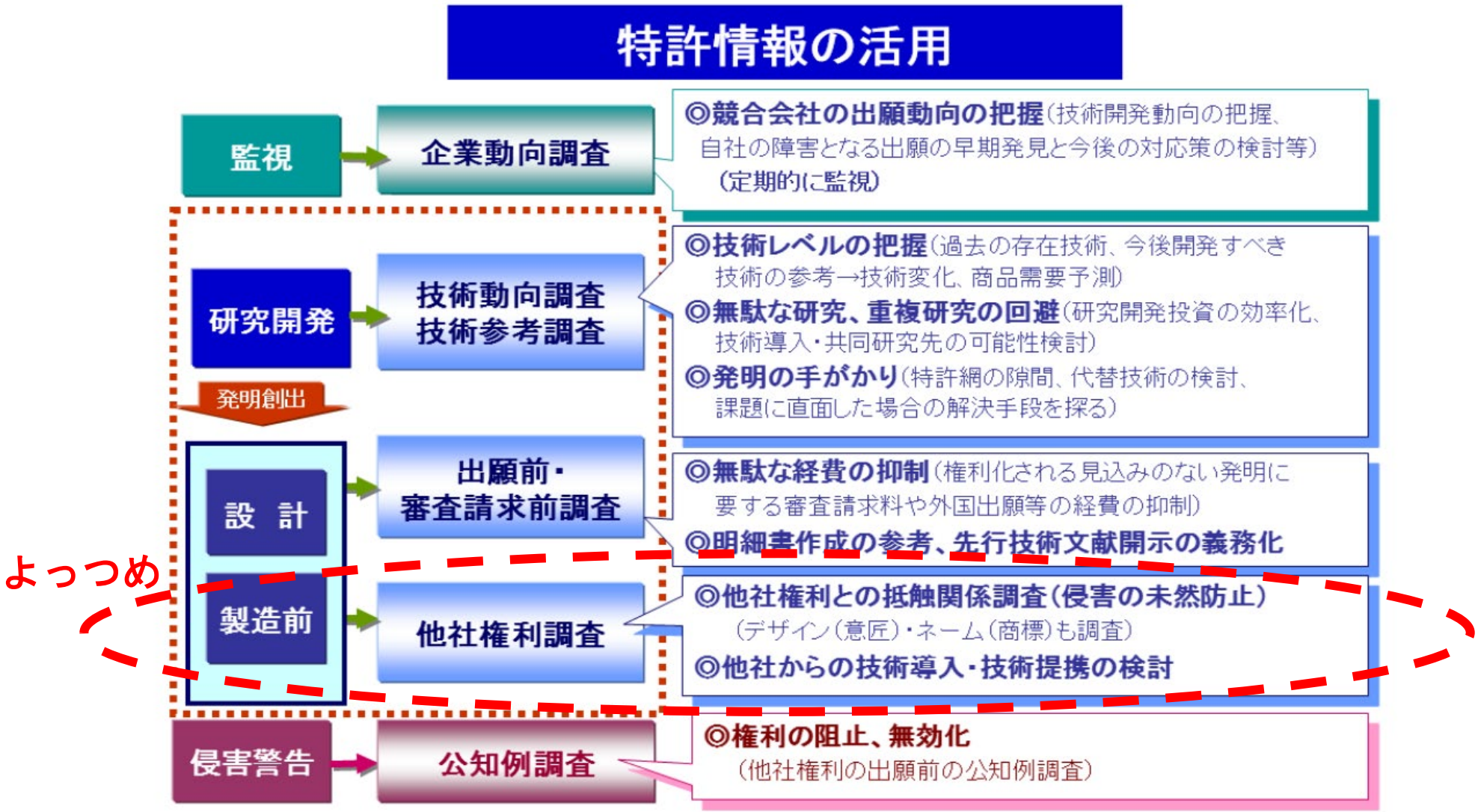
特許庁HP「2025年度知的財産権制度入門テキスト」より引用



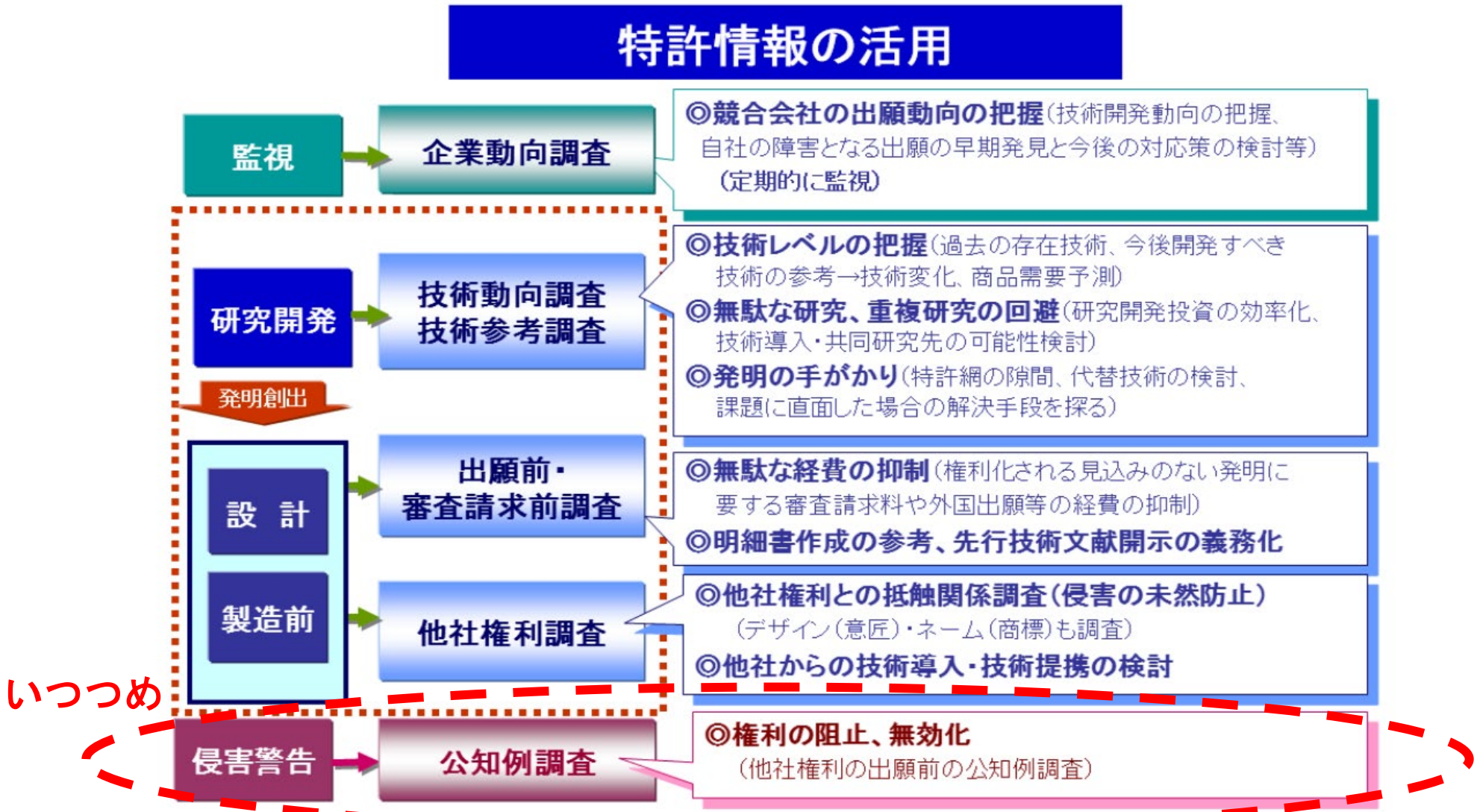
特許庁HP「2025年度知的財産権制度入門テキスト」より引用



特許庁HP「2025年度知的財産権制度入門テキスト」より引用

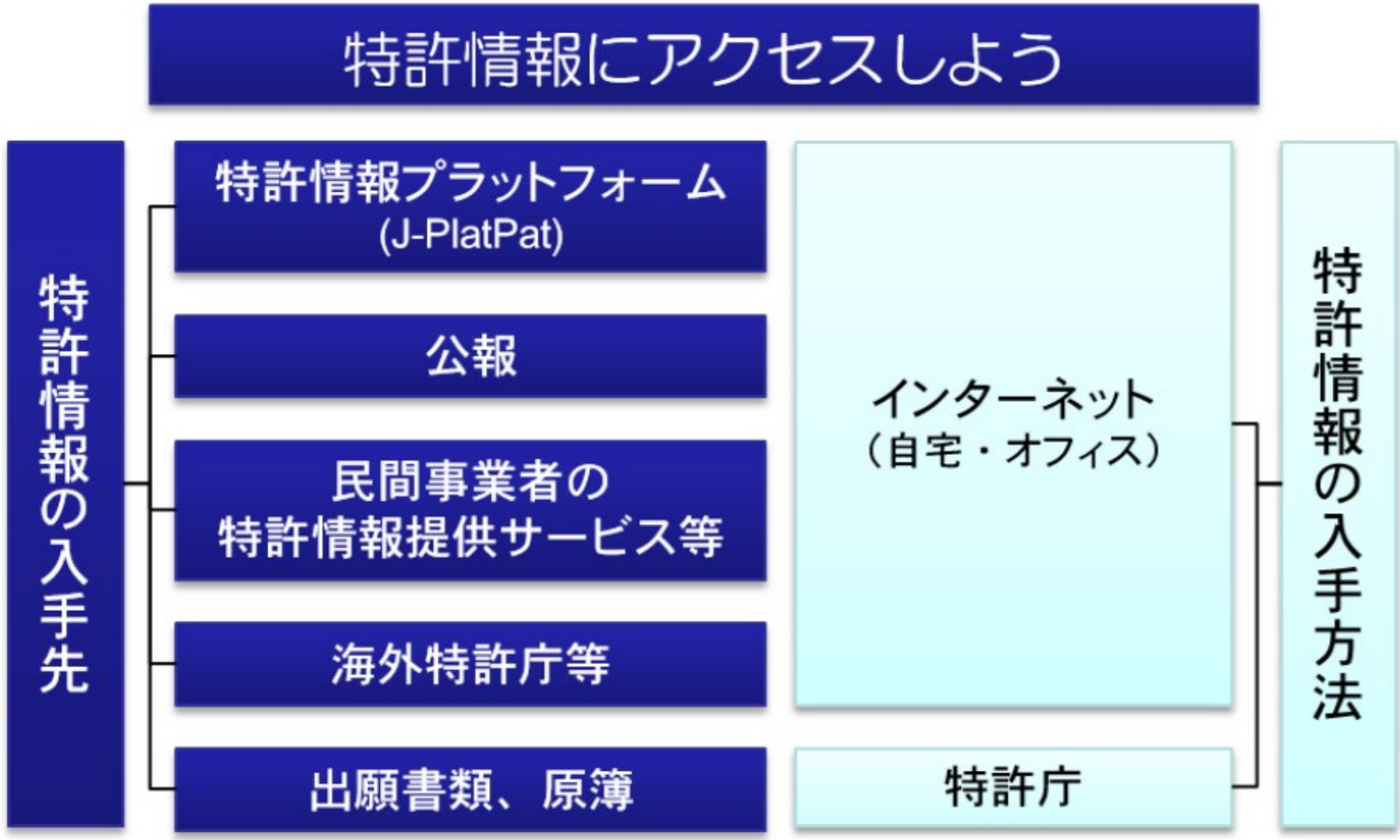


特許庁HP「2025年度知的財産権制度入門テキスト」より引用

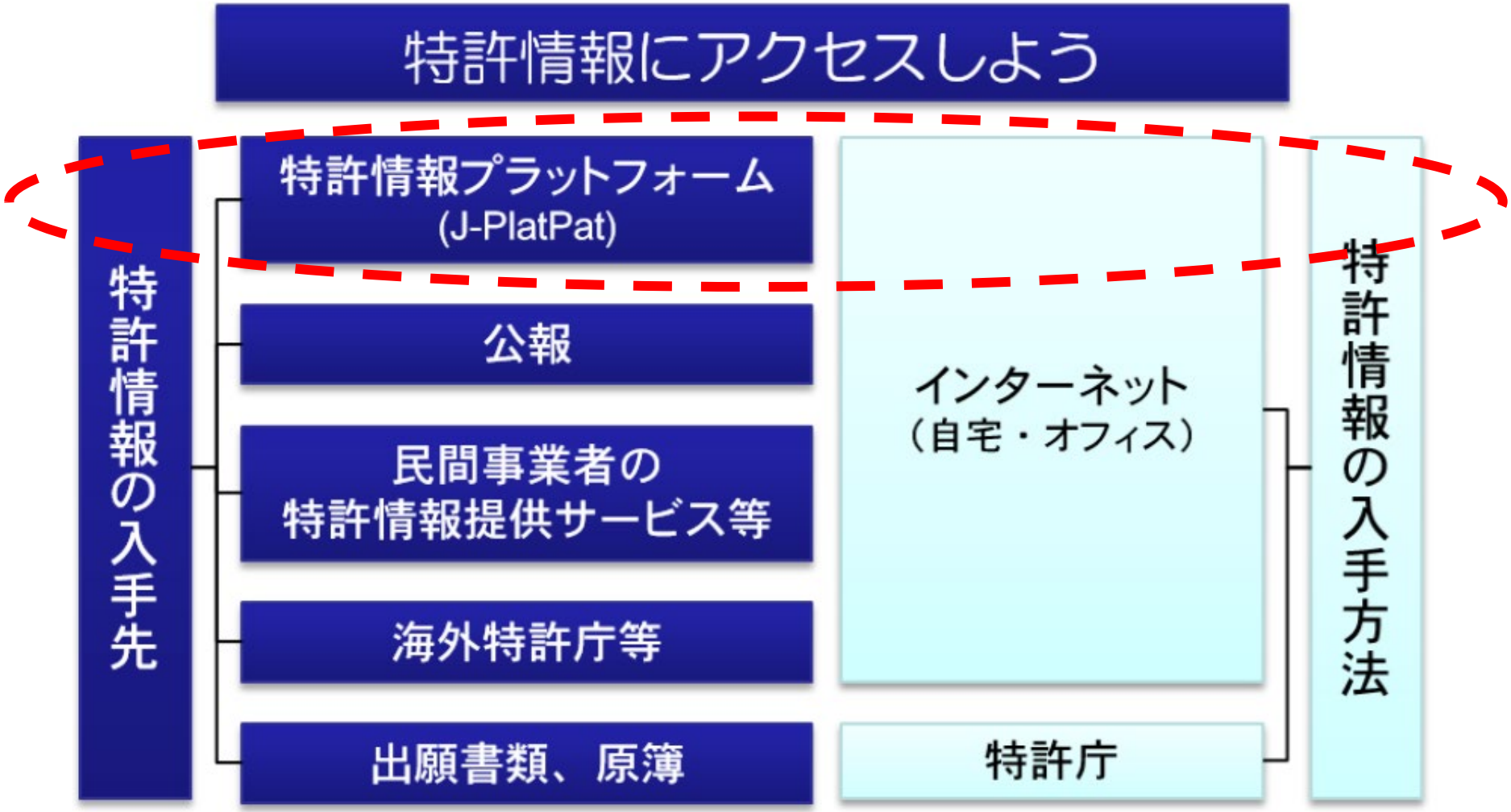


特許庁HP「2025年度知的財産権制度入門テキスト」より引用

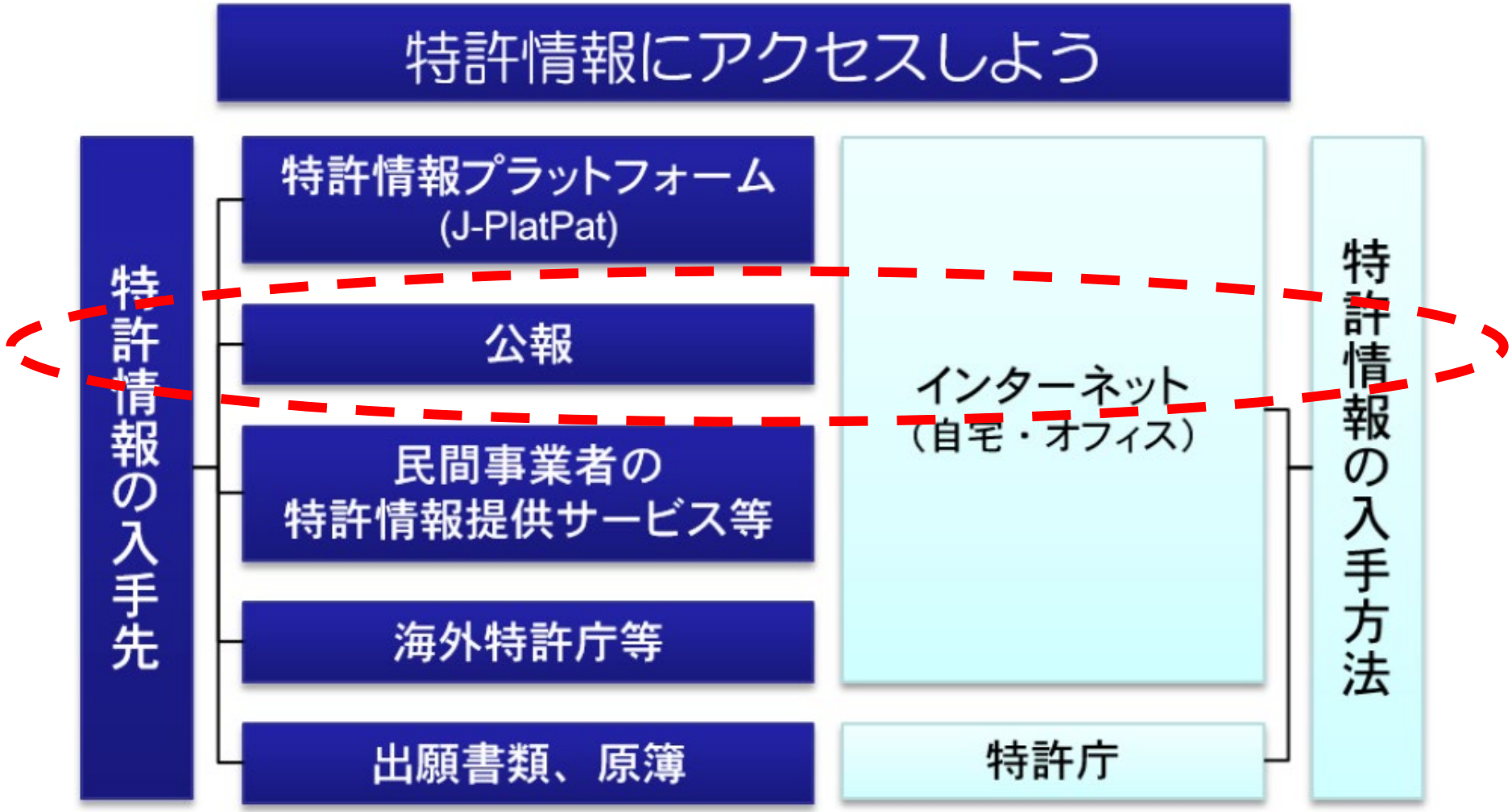
特許情報へのアクセス方法



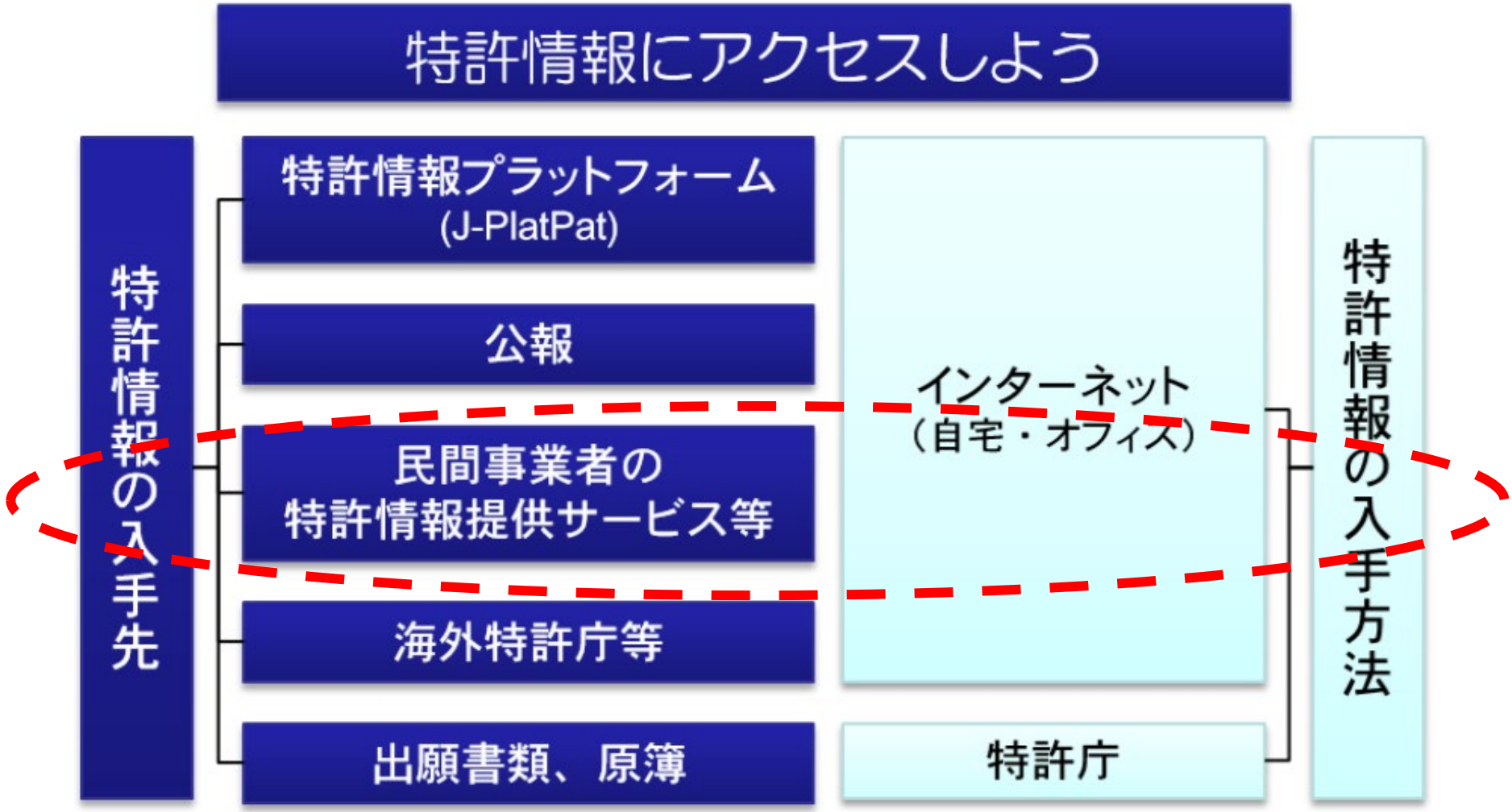
特許庁HP「2025年度知的財産権制度入門テキスト」より引用



特許庁HP「2025年度知的財産権制度入門テキスト」より引用

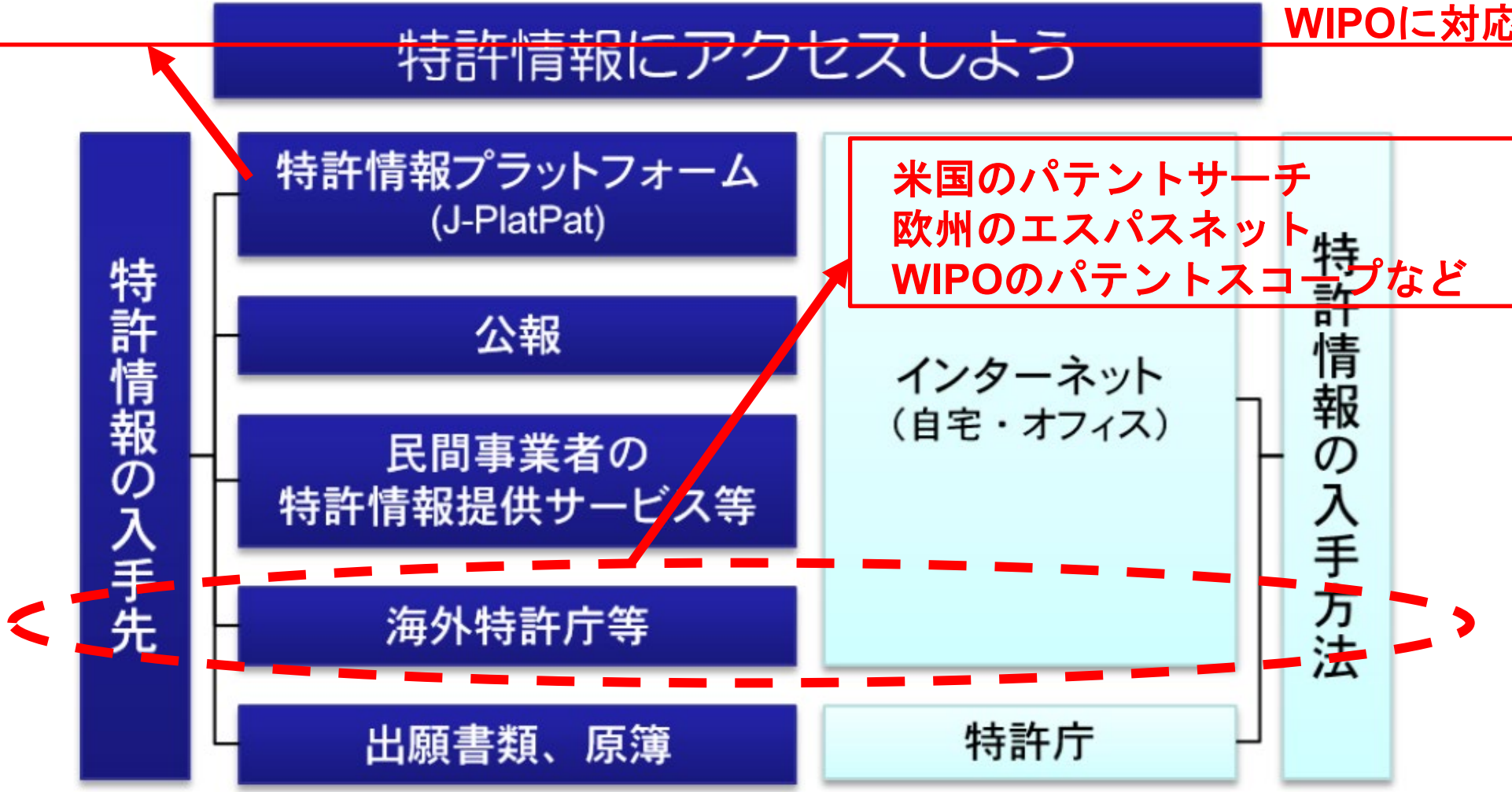


特許庁HP「2025年度知的財産権制度入門テキスト」より引用

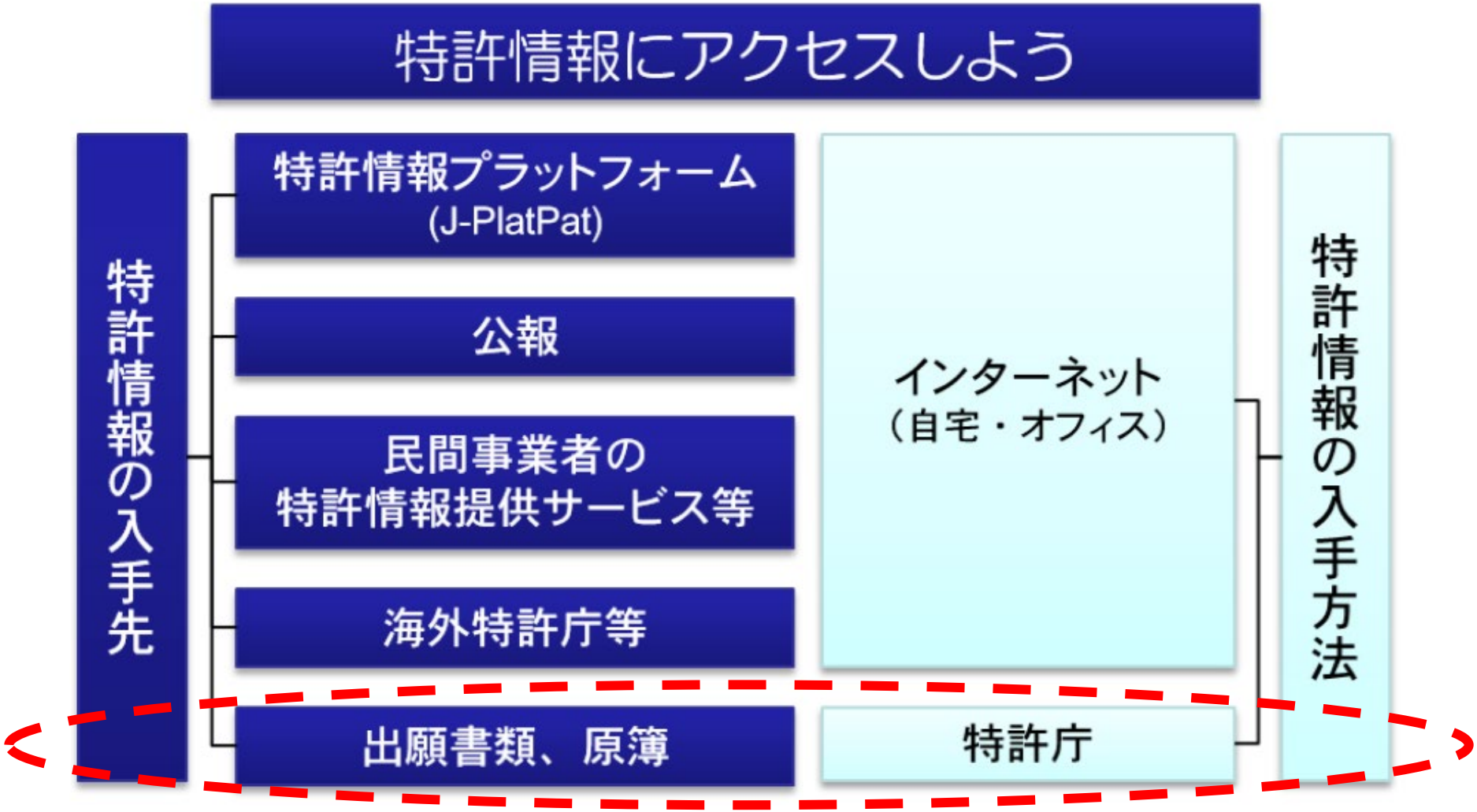


特許庁HP「2025年度知的財産権制度入門テキスト」より引用

日本、米国、欧州、中国、韓国、イギリス、ドイツ、フランス、スイス、カナダ、WIPOに対応



特許庁HP「2025年度知的財産権制度入門テキスト」より引用



特許庁HP「2025年度知的財産権制度入門テキスト」より引用

特許調査の手法

J-platpat による

- 各種公報の取得方法
- その他の特許情報を得る方法

ポイント

J-platpatは特許情報へのアクセス方法の１つで、基本であるが、他のアクセス方法も併用して、足りない情報を取得することが重要！

特許庁閲覧室（無料）のご紹介

霞が関の特許庁総合庁舎ビルの２階

・特許庁の審査官が使用しているものと同等の検索システムを体験できる

・J-platpatの講習会も行っている

ウェブ検索　⇨　J-platpat

j-latpat

14589

すべて　検索　画像　動画　地図　ニュース　COPILOT　さらに表示

Copilot Search

j-platpat
https://www.j-platpat.inpit.go.jp　この結果を翻訳する

j-platpat

Loading...

経過情報表示
経過情報表示 - j-platpat

参考情報
ただいま、サーバが混み合っています。しばらくしてから再度操作してくだ ...

ワン･ポータル･ドシエ
ワン･ポータル･ドシエ - j-platpat

商標検索
商標検索 - j-platpat

特許･実用新案番号照会
特許･実用新案番号照会 - j-platpat

意匠分類照会
意匠分類照会 - j-platpat

特許情報プラットフォーム - Wikipedia
日本の特許庁の提携機関が運営する情報データベース
特許情報プラットフォームは、独立行政法人工業所有権情報・研修館が運営する特許、実用新案、意匠及び商標等の産業財産権関連の工業所有権公報等を無料で検索...
Wikipedia でさらに見る





ホーム画面


J-PlatPat
特許情報プラットフォーム
English
サイトマップ
ヘルプ一覧
ヘルプデスク
(平日9:00-20:00)
03-3588-2751
helpdesk@j-platpat.inpit.go.jp
独立行政法人
工業所有権情報・研修館
特許・実用新案
意匠
商標
審判
重要なお知らせが4件あります
閉じる
2026/02/19 【一部サービス停止】2026年3月21日(土)08:00～3月22日(日)18:00(予定)OPDサービスを停止します。
2026/02/18 【全サービス停止】2026年3月19日(木)19:00～3月22日(日)9:00 (予定)J-PlatPat全サービスを停止します。
2026/01/05 【その他】J-PlatPatヘルプデスクの電話番号を、2026年4月1日より変更します。
2025/08/08 【一部を除き復旧】ＯＰＤ照会においてILの分類引用情報が取得できません。
更新履歴
簡易検索
ヘルプ
特許・実用新案、意匠、商標について、キーワードや番号を入力してください。
なお、ここでの検索対象は限定的であるため、漏れのない詳細な検索がしたい場合は、画面上部の青色の法域別検索サービスをご利用ください。
四法全て
特許・実用新案
意匠
商標
自動絞り込み
例1)人工知能 例2)2019-00012X
検索
目的別ナビ
J-PlatPat
特許情報プラットフォーム
オンライン講習会(無料)
J-PlatPatオンライン講習会
J-PlatPatの基本的な操作方法をご説明する講習会を、オンラインで開催しています。
次回のお申し込み開始までお待ちください。
J-PlatPat
特許情報プラットフォーム
個別説明会・意見交換
無料です!
企業・団体向けJ-PlatPat個別説明会・意見交換(無料)
特許・実用新案の検索でお悩みの方に！ J-PlatPatの発展的な操作方法等をご説明します。また、J-PlatPatに関するご意見もお伺いします。
J-PlatPat
特許情報プラットフォーム
マニュアル・パンフレット
マニュアルをダウンロードしたい！
J-PlatPatマニュアルやパンフレットをダウンロードできます。また、INPIT主催のJ-PlatPat講習会で使用しているテキストや講師が使用しているプレゼンテーション資料（読み原稿付き）も登録制で提供中です。

ホーム画面


J-PlatPat
特許情報プラットフォーム
ヘルプデスク
03-3588-2751
English
サイトマップ
ヘルプ一覧
独立行政法人
工業所有権情報・研修館
特許・実用新案
意匠
商標
審判
重要なお知らせが4件あります
閉じる
2026/02/19 【一部サービス停止】2026年3月21日(土)08:00～3月22日(日)18:00(予定)OPDサービスを停止します。
2026/02/18 【全サービス停止】2026年3月19日(木)19:00～3月22日(日)9:00 (予定)J-PlatPat全サービスを停止します。
2026/01/05 【その他】J-PlatPatヘルプデスクの電話番号を、2026年4月1日より変更します。
2025/08/08 【一部を除き復旧】ＯＰＤ照会においてILの分類引用情報が取得できません。
更新履歴
簡易検索
ヘルプ
特許・実用新案、意匠、商標について、キーワードや番号を入力してください。
なお、ここでの検索対象は限定的であるため、漏れのない詳細な検索がしたい場合は、画面上部の青色の法域別検索サービスをご利用ください。
四法全て
特許・実用新案
意匠
商標
自動絞り込み
例1)人工知能 例2)2019-00012X
検索
目的別ナビ
J-PlatPat
特許情報プラットフォーム
オンライン講習会(無料)
J-PlatPatオンライン講習会
J-PlatPatの基本的な操作方法をご説明する講習会を、オンラインで開催しています。
次回のお申し込み開始までお待ちください。
J-PlatPat
特許情報プラットフォーム
個別説明会・意見交換
無料です!
企業・団体向けJ-PlatPat個別説明会・意見交換(無料)
特許・実用新案の検索でお悩みの方に！ J-PlatPatの発展的な操作方法等をご説明します。また、J-PlatPatに関するご意見もお伺いします。
J-PlatPat
特許情報プラットフォーム
マニュアル・パンフレット
マニュアルをダウンロードしたい！
J-PlatPatマニュアルやパンフレットをダウンロードできます。また、INPIT主催のJ-PlatPat講習会で使用しているテキストや講師が使用しているプレゼンテーション資料（読み原稿付き）も登録制で提供中です。



特許：

公開特許公報

根拠条文：出願日から１年６月経過後に公開しなければならない（特許法第６４条第１項）

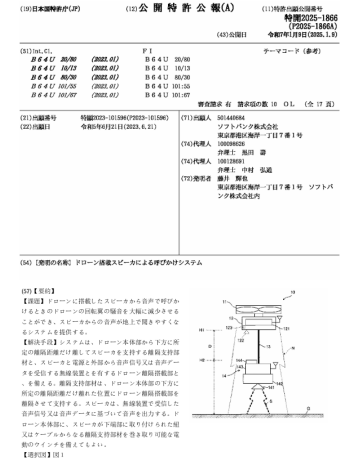
特許公報

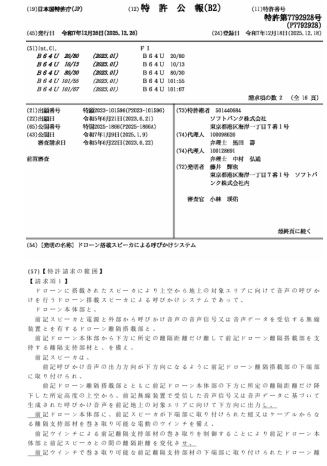
根拠条文：特許権の設定登録があったときは特許公報に掲載しなければならない（特許法第６６条第３項）

経過情報

登録情報

OPD情報







実用新案：

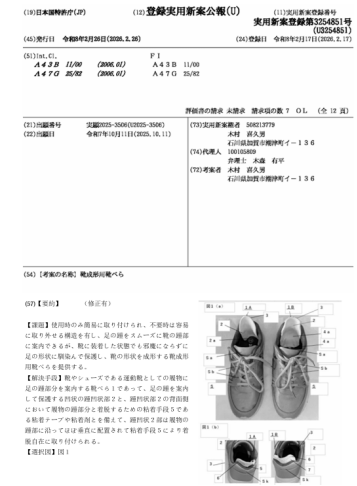
登録実用新案公報

根拠条文：実用新案権の設定登録があったときは実用新案公報に掲載しなければならない（実用新案法第１４条第３項）

経過情報

登録情報

OPD情報





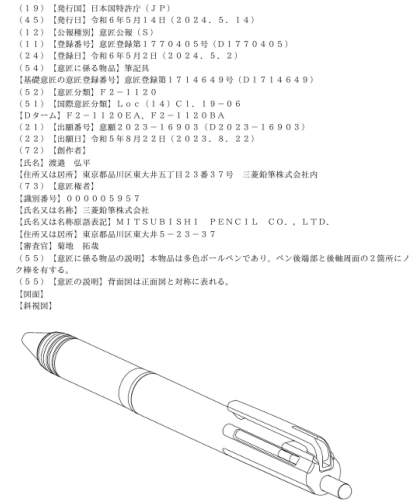
意匠：

意匠公報

根拠条文：意匠権の設定登録があったときは意匠公報に掲載しなければならない（意匠法第２０条第３項）

経過情報

登録情報



（１９）【発行国】日本国特許庁（ＪＰ）
（４５）【発行日】令和６年５月１４日（２０２４．５．１４）
（１２）【公報種別】意匠公報（Ｓ）
（１１）【登録番号】意匠登録第１７７０４０５号（Ｄ１７７０４０５）
（２４）【登録日】令和６年５月２日（２０２４．５．２）
（５４）【意匠に係る物品】筆記具
【基礎意匠の意匠登録番号】意匠登録第１７１４６４９号（Ｄ１７１４６４９）
（５２）【意匠分類】Ｆ２－１１２０
（５１）【国際意匠分類】Ｌｏｃ（１４）Ｃｌ．１９－０６
【Ｄターム】Ｆ２－１１２０ＥＡ，Ｆ２－１１２０ＢＡ
（２１）【出願番号】意願２０２３－１６９０３（Ｄ２０２３－１６９０３）
（２２）【出願日】令和５年８月２２日（２０２３．８．２２）
（７２）【創作者】
【氏名】渡邉　弘平
【住所又は居所】東京都品川区東大井五丁目２３番３７号　三菱鉛筆株式会社内
（７３）【意匠権者】
【識別番号】０００００５９５７
【氏名又は名称】三菱鉛筆株式会社
【氏名又は名称原語表記】ＭＩＴＳＵＢＩＳＨＩ　ＰＥＮＣＩＬ　ＣＯ．，ＬＴＤ．
【住所又は居所】東京都品川区東大井５－２３－３７
【審査官】菊地　拓哉
（５５）【意匠の説明】【意匠に係る物品の説明】本物品は多色ボールペンであり、ペン後端部と後軸周面の２箇所にノック棒を有する。
（５５）【意匠の説明】背面図は正面図と対称に表れる。
【図面】
【斜視図】



商標：

公開商標公報

根拠条文：商標登録出願があったときは出願公開しなければならない（商標法第１２条の２第１項）

商標公報

根拠条文：商標権の設定登録があったときは商標公報に掲載しなければならない（商標法第１８条第３項）

経過情報

登録情報

類似群コード情報・審判情報



(190) 日本国特許庁 (JP)

商　標　公　報　　(511)第　29　類

(111) 登録番号　第4157614号
(151) 登録日　平成10年(1998)6月19日
(554) 立体商標
(450) 発行日　平成10年(1998)8月13日
(210) 出願番号　商願平9-121403
(220) 出願日　平成9年(1997)5月30日
(732) 商標権者　株式会社不二家
東京都中央区銀座7丁目2番17号
(740) 代理人　弁理士　加藤　恒久
(591) 色彩等については省略したから原本を参照されたい
(540)

(500) 商品及び役務の区分の数　4
(511)(510) 商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務
29　食肉，食用鳥介類（生きているものを除く。），肉製品，加工水産物，豆，加工野菜及び加工果実，卵，加工卵，乳製品，食用油脂，カレー・シチュー又はスープのもと，なめ物，お茶漬けのり，ふりかけ，油揚げ，凍り豆腐，こんにゃく，豆乳，豆腐，納豆，食用たんぱく
30　菓子及びパン，即席菓子のもと，アイスクリームのもと，ジャーベットのもと，コーヒー及びココア，茶，調味料，穀物の加工品，ぎょうざ，サンドイッチ，しゅうまい，すし，たこ焼き，肉まんじゅう，ピザ，べんとう，ホットドッグ，ミートパイ，ラビオリ，香辛料，食品香料（精油のものを除く。），米，脱穀済みの大麦，食用粉類，食用グルテン，コーヒー豆，アーモンドペースト，イーストパウダー，こうじ，酵母，ベーキングパウダー，氷，調かす
32　ビール，清涼飲料，果実飲料，飲料用野菜ジュース，乳清飲料，ビール製造用ホップエキス
42　飲食物の提供
審査官　小林　薫



審判（裁判の判決含む）：

特許・実用新案・意匠・商標における審判の確定審決、異議申立の確定した決定

根拠条文：審判の確定審決、異議申立の確定した決定は特許公報に記載しなければならない（特許法１９３条２項７号、実・意・商で準用）

特許・実用新案・意匠・商標における審決取消訴訟の確定判決

根拠条文：審決取消訴訟の確定判決は、特許公報に記載しなければならない（特許法１９３条２項１０号、実・意・商で準用）

本日の講義のまとめ

【全般】
・法律を知ってるだけでは無意味。そこからどのように行動し判断することが重要！
【特許公報の見方】
・特許公報は、権利書と技術書の２つの面を持つ
・特許公報は、設定登録時の特許情報なので最新とは限らない
【特許調査の手法】
・J-platpatはアクセス方法の１つで、基本であり、他のアクセス方法も併用して、足りない情報を取得することが重要！
・キーワード検索と特許分類検索（ＦＩ/Ｆターム）を併用することで、検索洩れを比較的少なくできる。

最後に一言！

今日、学んだことは、
みなさんがどんな職業に就くにしろ、
役に立つ機会が必ずきます。

みなさんが実社会にでて
活躍することを願っています！